

令和2年度

農地業務年報

千葉県農林水産部農地・農村振興課

はじめに

千葉県は、大消費地である首都圏の中にあつて、豊かな県土資源と 630 万県民、温暖な気候と
いった恵まれた環境のもと、全国屈指の農業県として園芸・畜産業など多彩でバランスのとれた
農業を展開しております。

千葉県の農業産出額は全国的にも上位に位置しています。農地は、こうした農業生産を支える
最も基礎的な資源であり、これを良好な状態で維持・保全し、有効活用していくことが、安定し
た食料供給力を発揮する観点からも重要です。

また、農地は、県土や自然環境の保全、良好な景観の形成など、多面的機能の観点からも県民
にとってかけがえのない財産です。

しかしながら、農地開発による農地の増加は今後も見込めず、また、農地は一旦転用されると
その回復は非常な困難を伴うことから、農地の減少は今後も続くものと考えられ、さらには、
農業従事者の高齢化、担い手や労働力不足の深刻化、耕作放棄地の増大等、農地をめぐる諸情勢
は非常に厳しい状況にあります。

農地・農村振興課では、これらの状況を踏まえ、「農業振興地域制度」と「農地制度」の適正か
つ厳正な執行に努めてまいります。

また、農地の再生利用及び農地中間管理機構を活用した担い手への農地の集積・集約化を進め
てまいります。

この業務年報は、千葉県における令和 2 年度の農地行政の概要と推移を明らかにすることによ
り、農地制度等への理解をさらに深めていただくとともに、千葉県の農政推進のために参考にな
るように編集しました。

関係各位のお役に立つとともに、農地行政への御理解と御支援を賜れば幸いと存じます。

令和 5 年 1 0 月

千葉県農林水産部農地・農村振興課長

目 次

第1 農地概況	7
1. 農地面積	7
2. 農業振興地域と農地転用	7
3. 都市計画法と農地転用	7
4. 農地転用と農地面積の推移	7
5. 農地価格の推移	8
第2 優良農地の確保・拡大	13
1. 農業振興地域整備計画について	13
(1) 農業振興地域整備計画の管理	13
(2) 地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画（振興計画）	14
(3) 農業振興地域整備計画の変更について	14
2. 農地の制限	24
(1) 農地等の権利移動の制限	24
(2) 農地等の転用の制限	24
(3) 農地転用許可条件履行状況調査	26
(4) 農地違反転用防止対策事業	37
3. 農地利用集積	41
第3 農地の有効利用	45
1. 交換分合事業及び附帯農道等整備事業	45
第4 自作農財産の維持・管理及び処分	49
1. 国有農地等の管理	49
(1) 農地等の取得及び国有財産台帳への登載	49
(2) 国有農地等管理状況	49
(3) 農地等の貸付	50
(4) 不要地認定	50
(5) 国有農地等の処分	50
(6) 所管換	51
(7) 国有農地等の土地改良事業及び土地区画整理事業への編入承認, 換地承認	51
(8) 買収, 売渡登記の促進	51
(9) 国有財産管理人	51
2. 開拓財産の管理	54
(1) 売渡	54
(2) 譲与	54
(3) 所管換	54
(4) 売払	54
(5) 転用貸付	55

(6) 登記事務	5 5
(7) 実地検査	5 5
(8) 不存在財産と確認調査	5 5
(9) 使用承認及び境界確定の協議	5 5
3. 債権の管理及び歳入の徴収等	6 0
(1) 農地対価等の取扱い	6 0
(2) 債権の管理事務	6 0
(3) 歳入金の徴収	6 0
(4) 歳入機関等	6 0
(5) 農地対価支払事務	6 1
(6) 交付金交付事務	6 1
第5 農地利用・調整	6 5
1. 農地利用	6 5
(1) 賃貸借に関する規制	6 5
(2) 農業委員会による賃料情報の提供	6 5
2. 農地調整	6 7
(1) 農地等の利用関係の紛争処理	6 7
(2) 農地等の処分等に係る争訟	6 7
第6 農地の再生利用	7 3
1. 遊休農地対策	7 3
(1) 利用状況調査	7 3
(2) 利用意向調査	7 3
(3) 農地中間管理機構の取得に関する協議の勧告	7 3
(4) 荒廃農地調査（荒廃農地の発生・解消状況に関する調査）	7 5
2. 耕作放棄地再生推進事業	7 7
(1) 事業内容	7 7
(2) 事業活用実績	7 7

(付録) 令和2年農地の権利移動・借賃等調査結果(抄)

第1 農地概況

第1 農地概況

1. 農地面積

県土の面積は 515,757ha（令和2年10月現在）であり，このうち全国有数の農業生産を支える基盤である農地面積は 143,655ha（令和3年1月1日現在）で，県土の27.9%を占めている（表1-1）。

2. 農業振興地域と農地転用

農業振興地域の整備に関する法律によるところの農業振興地域は，398,277haと県土の77.2%を占めているが，同法の土地利用規制の対象となる農用地区域面積は 102,616haで農業振興地域の25.8%を占めているにすぎない（表1-2-（1））。

農用地区域内に所在する農地は，農用地利用計画において農業用施設（畜舎，農産物集出荷施設等）用地として指定されている区域内の農地を当該用途に農地転用する以外は原則として認められない。したがって同区域内の農地は農地転用規制の上から強く制限がなされ，保全されることとなっている。

3. 都市計画法と農地転用

都市計画法に基づく市街化区域の面積は 70,717ha（令和2年3月31日現在），市街化区域にとり込まれている農地面積（生産緑地を含む）は 2,239haで，これは県全体の農地面積の1.6%を占めている。

これを地域別にみると，東葛飾地域は市街化区域内農地面積が 1,217haで区域の行政区域内農地面積の11.6%を占めており，千葉地域は 465haで同じく3.9%を占めている。また，これらの2地域で市街化区域内農地の75.1%を占めている（表1-2-（2））。

市街化区域は既成市街地及び概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を進めていく区域であることから，農地の転用についてもこの区域の性格を鑑みて，一定の要件のもとにあらかじめ農業委員会に届出をすれば，農地転用の許可は要しないこととされている。

4. 農地転用と農地面積の推移

農地の権利移動・借賃等調査によると，平成23年から令和2年の10年間における農地の転用許可（届出等を含む。）面積は5,173ha，許可（届出）以外の転用面積は1,017haであり，合計6,190haが農地から農地以外に転用されている（表1-3）。

また，最近5年間についてみると転用面積が3,008haとなり，年平均601haが農地から農地以外に転用されて，農地面積が減少していることになる。

また，転用面積は，平成23年から増加傾向にあったが，平成26年をピークに以降減少傾向となっている。

令和3年1月1日現在の農地面積は，固定資産概要調書によると，非課税地積を含めて 143,655haあることになる。

しかしながら、143,655haの農地の中には市街化区域内の農地(生産緑地を含む)が2,239ha含まれており、概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき市街化区域の性格から、これらの農地は近い将来農地以外に転用されることが見込まれる。

5. 農地価格の推移

10a当たりの農地の売買価格を前年と比較すると、県平均では、中田は58千円の減、中畑は47千円の減となっている(表1-4)。

<表1-1 農地面積の推移>

単位:ha

年度	農地面積	
	田	畑
22	148,960	63,130
23	148,602	62,930
24	148,196	62,675
25	147,786	62,424
26	147,057	62,019
27	146,441	61,630
28	145,798	61,211
29	145,208	60,886
30	144,606	60,523
元	143,970	60,153
2	143,655	60,031

(注) 1 総務部市町村課「固定資産概況調書」(調査基準日1月1日)による。

2 単位未満を四捨五入するため、田と畑の面積の合計が農地面積と一致しない場合がある。

<表1-2-(1) 農地等面積の推移>

単位:ha

年度	行政区域内農地面積	市街化区域内農地面積	農業振興地域面積	農用地区域面積
22	148,960	3,539	394,657	103,271
23	148,602	3,381	398,326	103,205
24	148,196	3,252	398,248	102,885
25	147,786	3,120	398,282	102,782
26	147,057	2,872	398,148	102,829
27	146,441	2,761	398,161	102,801
28	145,798	2,616	398,152	102,759
29	145,208	2,481	394,968	102,646
30	144,606	2,377	394,904	102,479
元	143,970	2,306	397,320	102,668
2	143,655	2,239	398,277	102,616

(注)1 行政区域内農地面積及び市街化区域内農地面積は、総務部市町村課「固定資産概要調査」(調査基準日1月1日)による。

(注)2 市街化区域内農地面積は、生産緑地面積を含む面積である。

(注)3 農業振興地域面積及び農用地区域面積は、農林水産部農地・農村振興課「確保すべき農用地等の面積の目標の達成状況等に関する調査」(～平成22年度は「市町村農業振興地域整備計画管理状況報告書」)による(基準日:12月31日)。

<表1-2-(2) 地域別農地面積>

単位:ha

地域	行政区域内農地面積		市街化区域内農地面積		農用地区域面積	
	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度
千葉	12,152	12,066	486	465	7,163	6,982
東葛飾	10,631	10,536	1,250	1,217	4,853	4,852
印旛	25,903	25,816	275	266	18,219	18,250
香取	18,449	18,464	-	-	15,310	15,309
海匝	15,533	15,672	-	-	13,404	13,391
山武	18,392	18,356	29	25	15,098	15,106
長生	10,983	10,932	-	-	7,994	8,059
夷隅	7,923	7,886	-	-	5,363	5,726
安房	10,932	10,907	-	-	7,277	7,012
君津	13,071	13,021	267	266	7,989	7,931
総計	143,970	143,655	2,306	2,239	102,668	102,616

(注1) 単位未満を四捨五入するため、地域の合計と総計の値が一致しない場合がある。

(注2) 市街化区域内農地面積は、生産緑地面積を含む面積である。

<表 1-3 過去10年間における年次別農地転用面積>

単位:ha

年次別	農地法第4・5条許可・届出・協議			許可・届出・協議以外	計	
	うち許可	うち届出	うち協議			
平成23年	442.7	196.6	245.9	0.2	107.9	550.7
平成24年	471.7	181.4	290.4	-	100.0	571.7
平成25年	510.6	229.4	281.2	-	118.9	629.4
平成26年	629.5	350.3	279.2	-	127.2	756.7
平成27年	570.5	319.9	250.6	-	102.7	673.3
平成28年	542.2	300.0	242.2	-	81.4	623.6
平成29年	501.4	267.3	234.1	-	89.4	590.9
平成30年	529.3	326.9	202.4	-	72.9	602.2
令和元年	517.6	349.6	168.0	-	161.8	679.5
令和2年	457.6	266.2	191.4	-	55.1	512.6
計	5,173.1	2,787.6	2,385.4	0.2	1,017.3	6,190.5

(注)1 農地の権利移動・借賃等調査(農林水産省)による。

2 単位未満を四捨五入するため、内訳の計と合計が一致しない場合がある。

<表 1-4 農地価格の推移>

農用地区域内耕作目的売買価格の対前年比較

単位:千円

	中 田				中 畑				
	令 元	令 2	2 - 元	指 数 2 / 元	令 元	令 2	2 - 元	指 数 2 / 元	
県 平 均	955	897	△ 58	94	986	939	△ 47	95	
経 済 地 域 区 分	京 葉	
	外 房	1,032	1,006	△ 26	97	854	834	△ 20	98
	九十九里	865	793	△ 72	92	971	911	△ 60	94
	東下総	1,107	1,021	△ 86	92	1,248	1,188	△ 60	95

(注)1 自作地(中田, 中畑)の対前年比較(10aあたり)。

(注)2 (一社)千葉県農業会議「令和2年度田畑売買価格等に関する調査結果」中の都市計画区域の無指定区域における農用地区域内の耕作目的田畑売買価格。

(注)3 京葉地域は、上記2に該当する地域がないため掲載しない。

第2 優良農地の確保・拡大

第2 優良農地の確保・拡大

1. 農業振興地域整備計画について

農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農業の健全な発展と国土資源の合理的利用を図るため、市町村は、農業振興地域整備計画を策定することとなっている。この計画はおおむね10年間にわたり農用地等として利用すべき土地の区域を設定する①農用地利用計画をはじめとし、②農用地等の保全、③農業生産基盤整備、④農業経営の規模拡大、農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進、⑤農業近代化施設整備、⑥農業を担うべき者の育成及び確保のための施設、⑦農業従事者の安定的な就業の促進、⑧生活環境施設整備、などに関する事項を内容とし、市町村における農業振興の基本計画の性格を有している。

農用地利用計画に定められた土地については、農業生産基盤整備、農業近代化事業等農業に関する公共投資、融資事業を優先的に実施し農業の振興を図ることとしている。

現在（令和2年12月31日）では、松戸市、流山市、鎌ヶ谷市、浦安市を除く50市町村に農業振興地域を指定し、各市町村は農業振興地域整備計画を策定している（表2-1-(1)～(3)）。

その結果、農業振興地域の面積は、398,277haであり、そのうち農用地区域面積は、102,616ha設定されている。

今後、地域農業の発展を図るには、優良農地等の確保・拡大が基本的条件であるが、都市的土地利用等との総合的な調整を図りつつ、市町村農業振興地域整備計画の見直しを進め、農業振興地域及び農用地区域の確保・拡大を図ることとしている。

(1) 農業振興地域整備計画の管理

農業振興地域整備計画の策定によって明らかにされた農業施策の方向に基づき、その定められた農業地域を保全し各種農業施策の計画的実施を推進するとともに、その策定後の情勢の変化に対応した適切な計画として確保することにより、農業振興地域制度の趣旨の達成を図る必要がある。

このため、市町村は基礎調査や定期的な農用地区域内の土地の利用実態等を把握し、自らが定めた農振整備計画を適正に管理している。市町村は、基礎調査の結果等を踏まえ必要が生じたときに農業振興地域整備計画を変更している。

ア 全体見直し

市町村は、基礎調査の結果や経済事情の変動その他情勢の推移等により必要が生じたときに、農業振興地域整備計画のマスタープラン部分と農用地利用計画部分の全体的な変更を実施する。

令和元年度に全体見直しを行った市町村はない。

イ 随時変更

農業振興地域整備計画は、計画的に管理されることが重要であることから、その変更は原則として基礎調査の結果を踏まえて行われるものである。しかし、緊急やむを得ず農用地区域内の土地を農用地等以外の用途にするための除外などの必要が生じた場合に、市町村は農用地利用計画部分の変更を実施する。令和2年度は43市町において随時変更を実施した。

(2) 地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画（振興計画）

この計画は、市町村が定める農業振興地域整備計画を補完するものとして、以下に示す要件を全て満たすとともに、特定の農業者の利益でなく、当該計画に係る区域内の地域の農業振興を図る観点から市町村が定めるものである。

このことから、この計画において種類、位置及び規模が定められている施設の用に供する土地は、公共性が特に高いものと認められ、また農業的土地利用と非農業的土地利用と総合的な調整が図られているものとして、農用地等とすることが適当な土地には含まれないものとして取り扱われている。

この振興計画に位置づけられる施設は、市町村の農業振興地域の特性に応じた農業の振興を図るために必要なものに限られ、振興計画は以下のすべての要件を満たさなければならない。

○ 振興計画策定の要件（規則第4条の5第1項第27号）

- (ア) 農業委員会の意見を聴くこと
- (イ) 振興計画の案を公告・縦覧（30日）し、これに対する住民からの意見書提出の機会を付与すること
- (ウ) 農業の振興が図られているか否かについて定期的に検証する旨を定めること
- (エ) 適当な規模を超えないものであること
- (オ) 農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難であると認められること
- (カ) 効率かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないと認められること
- (キ) 農用地の集団化、農作業の効率化その他その周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないと認められること
- (ク) 農用地区域内の土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないと認められること
- (ケ) 区画整理、農用地の造成、埋め立て又は干拓の事業の施行区域にある土地にあっては、事業の工事が完了した年度から起算して8年を経過していること
- (コ) 農地中間管理権の存続期間が満了していること
- (サ) 振興計画策定の日から5年を超えない日までに施設整備の事業が開始される見込みがあること
- (シ) 振興計画に定める施設を整備するに際して行政庁による許認可等の処分が必要な場合には、これらの処分がされていること又はこれらの処分がされる見込みであること
- (ス) 土地改良事業等を実施中の地区が含まれている場合には、事業の実施に支障のないよう事業実施主体とあらかじめ調整し同意を得ること

※ 適正な運用を図るため、平成19年に（イ）の要件が、平成21年に（ウ）、（カ）及び（ケ）の要件が、平成29年に（コ）の要件が追加された。

(3) 農業振興地域整備計画の変更について

ア 市町村農業振興地域整備計画の変更上の留意点

市町村農業振興地域整備計画は、自然的、経済的及び社会的諸条件を考慮し、かつ、地域農業者、農業協同組合、土地改良区等関係諸団体との調整を経て長期的観点から農業を振興

するための総合的基本計画として定められたものであるから、その変更には、十分慎重を期す必要のあることはいうまでもないが、計画策定後に生ずる情勢の変化等によってやむを得ず変更を行う場合には、市町村農業振興地域整備計画策定の趣旨に反することのないようにするものとされる。この場合、特に農用地区域内の土地を農用地以外の用途に供するため農用地利用計画を変更するときには次の要件のすべてを満たすときにのみ行うことができるものとされ、公用公共用施設の用地として利用するための計画変更の場合にも次の要件を満たすよう努めるものとされている。

○ 農用地利用計画変更の要件（法第13条第2項各号）

- （ア）農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難であると認められること
- （イ）農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないと認められること
- （ウ）効率かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないと認められること
- （エ）農用地等の保全上必要な施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないと認められること
- （オ）農業用排水施設の新設又は変更、農用地の造成工事等の土地改良事業等が完了した翌年度から起算して8年を経過していること

※市町村農業振興地域整備計画の変更事務フロー図（図2-1-(4)、図2-1-(5)）

イ 県土地利用対策連絡会について

「優良農地確保対策推進要綱」に基づき県農林水産部内に「土地利用対策連絡会」を設け、市町村農業振興地域整備計画に関すること等の協議を行っている。

<表2-1-(1) 市町村別農地等面積>

単位:ha

地域	市町村	行政区域内 農地面積		市街化区域内 農地面積		農用地区域 面積	
千葉	千葉市	4,318	(4,352)	205	(217)	2,087	(2,140)
	習志野市	112	(113)	24	(25)	62	(62)
	市原市	6,382	(6,427)	160	(165)	3,820	(3,948)
	八千代市	1,255	(1,261)	76	(79)	1,013	(1,013)
	小計	12,066	(12,152)	465	(486)	6,982	(7,163)
東葛飾	市川市	617	(626)	135	(136)	142	(142)
	船橋市	1,205	(1,221)	224	(228)	535	(535)
	松戸市	668	(683)	182	(188)	-	(-)
	野田市	2,926	(2,951)	111	(114)	7,549	(1,433)
	柏市	2,838	(2,852)	280	(288)	1,715	(1,715)
	流山市	519	(528)	136	(143)	-	(-)
	我孫子市	1,299	(1,303)	64	(65)	1,029	(1,029)
	鎌ヶ谷市	464	(468)	85	(88)	-	(-)
浦安市	0	(0)	-	(-)	-	(-)	
小計	10,536	(10,631)	1,217	(1,250)	4,852	(4,853)	
印旛	成田市	7,639	(7,656)	77	(83)	6,301	(6,301)
	佐倉市	3,152	(3,166)	31	(33)	2,023	(1,975)
	四街道市	769	(777)	35	(36)	315	(315)
	八街市	3,567	(3,583)	-	(-)	2,100	(2,103)
	印西市	4,819	(4,838)	17	(17)	3,106	(3,108)
	白井市	1,268	(1,272)	48	(47)	807	(818)
	富里市	2,569	(2,574)	36	(36)	2,079	(2,080)
	酒々井町	571	(574)	17	(17)	226	(226)
	栄町	1,460	(1,462)	5	(5)	1,293	(1,294)
小計	25,816	(25,903)	266	(275)	18,250	(18,219)	
香取	香取市	12,000	(12,019)	-	(-)	9,809	(9,809)
	神崎町	861	(887)	-	(-)	714	(714)
	多古町	3,411	(3,419)	-	(-)	2,874	(2,874)
	東庄町	2,191	(2,125)	-	(-)	1,912	(1,912)
小計	18,464	(18,449)	-	(-)	15,309	(15,310)	
海匝	銚子市	2,941	(2,815)	-	(-)	2,125	(2,126)
	旭市	7,116	(7,094)	-	(-)	6,381	(6,385)
	匝瑳市	5,615	(5,624)	-	(-)	4,884	(4,894)
	小計	15,672	(15,533)	-	(-)	13,391	(13,404)
山武	東金市	3,702	(3,716)	-	(-)	3,026	(3,027)
	山武市	6,073	(6,078)	-	(-)	5,128	(5,130)
	大網白里市	2,531	(2,540)	25	(29)	1,897	(1,888)
	九十九里町	1,067	(1,067)	-	(-)	878	(877)
	芝山町	1,553	(1,555)	-	(-)	1,288	(1,288)
	横芝光町	3,429	(3,434)	-	(-)	2,890	(2,889)
小計	18,356	(18,392)	25	(29)	15,106	(15,098)	

単位:ha

地域	市町村	行政区域内 農地面積		市街化区域内 農地面積		農用地区域 面積	
長 生	茂原市	3,565	(3,575)	-	(-)	2,773	(2,773)
	一宮町	762	(764)	-	(-)	593	(561)
	睦沢町	897	(897)	-	(-)	693	(693)
	長生村	1,405	(1,410)	-	(-)	1,195	(1,173)
	白子町	1,433	(1,435)	-	(-)	1,213	(1,213)
	長柄町	1,174	(1,178)	-	(-)	665	(665)
	長南町	1,697	(1,724)	-	(-)	926	(917)
	小計	10,932	(10,983)	-	(-)	8,059	(7,995)
夷 隅	勝浦市	1,459	(1,471)	-	(-)	1,348	(994)
	いすみ市	4,448	(4,466)	-	(-)	2,901	(2,899)
	大多喜町	1,606	(1,612)	-	(-)	1,275	(1,268)
	御宿町	372	(375)	-	(-)	202	(202)
	小計	7,886	(7,923)	-	(-)	5,726	(5,363)
安 房	館山市	2,304	(2,312)	-	(-)	1,318	(1,318)
	鴨川市	2,932	(2,937)	-	(-)	2,044	(2,302)
	南房総市	4,956	(4,965)	-	(-)	3,178	(3,180)
	鋸南町	716	(718)	-	(-)	472	(476)
	小計	10,907	(10,932)	-	(-)	7,012	(7,277)
君 津	木更津市	3,110	(3,123)	130	(132)	1,516	(1,570)
	君津市	3,931	(3,947)	30	(31)	2,454	(2,458)
	富津市	3,094	(3,108)	62	(63)	1,647	(1,647)
	袖ヶ浦市	2,885	(2,893)	43	(41)	2,314	(2,314)
	小計	13,021	(13,071)	266	(267)	7,931	(7,989)
総計	143,655	(143,970)	2,239	(2,306)	102,616	(102,668)	

- (注) 1 行政区域内農地面積及び市街化区域内農地面積は、総務部市町村課「固定資産概要調査第2表」(令和2年1月1日現在)による。
- 2 市街化区域内農地面積は、生産緑地を含む面積である。
- 3 農用地区域面積は、農林水産部農地・農村振興課「確保すべき農用地等の面積の目標の達成状況等に関する調査」(令和2年12月31日現在)による。
- 4 ()内の数値は、前年度実績である。
- 5 当該市町村に市街化区域・農用地区域がない場合、面積は「-」と表示している。
- 6 端数処理により、市町村の計と合計の値は異なることがある。

<表2-1-(2) 農業振興地域の面積>

事務所 農業	市町村	農業 振興 地域	総面積	農用地					混牧 林地	農業用 施設 用地	混牧林地 以外の 山林原野	その他
				農地			採草 放牧地	計				
				田	畑	樹園地						
千葉	千葉市	千葉	13,636.6	1,248.2	3,061.1	97.6	0.0	4,406.9	0.0	35.8	4,034.9	5,159.0
	習志野市	習志野	173.0	2.9	88.7	0.0	0.0	91.6	0.0	0.0	0.1	81.3
	市原市	市原	26,585.3	4,154.5	1,843.4	173.9	128.3	6,300.1	0.0	58.3	14,738.6	5,488.3
	八千代市	八千代	2,757.4	551.0	487.5	64.8	68.7	1,172.0	0.0	2.0	656.2	927.2
	小計		43,152.3	5,956.6	5,480.7	336.3	197.0	11,970.6	0.0	96.1	19,429.8	11,655.8
東葛 飾	市川市	市川	385.7	0.4	24.7	153.0	0.0	178.1	0.0	1.5	39.0	167.1
	船橋市	船橋	1,609.9	165.4	332.3	107.7	0.0	605.4	0.0	4.2	245.7	754.6
	松戸市	—	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	野田市	野田	4,866.3	726.2	928.3	25.0	22.0	1,701.5	0.0	3.1	733.0	2,428.7
	野田市	関宿	2,682.7	407.0	745.2	0.0	0.0	1,152.2	0.0	9.1	59.0	1,462.4
	柏市	柏	5,722.4	1,484.1	1,035.2	105.0	0.0	2,624.3	0.0	0.6	678.2	2,419.3
	流山市	—	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	我孫子市	我孫子	2,645.8	938.6	296.3	9.0	0.0	1,243.9	0.0	0.8	134.0	1,267.1
	鎌ヶ谷市	—	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
浦安市	—	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
小計		17,912.8	3,721.7	3,362.0	399.7	22.0	7,505.4	0.0	19.3	1,888.9	8,499.2	
印旛	成田市	成田	18,018.4	4,709.0	3,260.8	79.9	49.4	8,099.1	0.0	26.9	4,250.1	5,642.3
	佐倉市	佐倉	7,905.3	1,772.9	1,217.7	21.0	22.0	3,033.6	0.0	9.3	2,090.4	2,772.0
	四街道市	四街道	2,206.5	272.9	475.4	16.9	0.0	765.2	0.0	1.5	502.0	937.8
	八街市	八街	6,894.0	347.7	3,020.2	70.0	12.0	3,449.9	0.0	16.7	1,169.0	2,258.4
	印西市	印西	10,169.2	3,403.1	1,613.1	16.0	4.0	5,036.2	0.0	5.1	2,001.8	3,126.1
	白井市	白井	2,766.8	366.7	607.4	286.0	0.0	1,260.1	0.0	4.2	429.3	1,073.2
	富里市	富里	4,910.9	266.6	2,293.5	0.0	0.0	2,560.1	0.0	16.1	769.5	1,565.2
	酒々井町	酒々井	1,535.0	356.0	269.0	5.0	0.0	630.0	0.0	0.0	432.0	473.0
栄町	栄	2,795.2	1,253.5	220.9	0.0	0.0	1,474.4	0.0	1.0	234.0	1,085.8	
小計		57,201.3	12,748.4	12,978.0	494.8	87.4	26,308.6	0.0	80.8	11,878.1	18,933.8	
香取	香取市	香取	25,179.9	8,157.9	3,882.3	44.5	0.0	12,084.7	0.0	153.8	5,203.7	7,737.7
	神崎町	神崎	1,880.5	683.6	176.6	1.0	0.0	861.2	0.0	4.0	398.0	617.3
	多古町	多古	7,007.0	1,819.1	1,719.6	0.0	0.0	3,538.7	0.0	15.1	1,927.2	1,526.0
	東庄町	東庄	4,229.9	1,372.6	738.3	0.0	0.0	2,110.9	0.0	33.7	712.6	1,372.7
小計		38,297.3	12,033.2	6,516.8	45.5	0.0	18,595.5	0.0	206.6	8,241.5	11,253.7	
海 匝	銚子市	銚子	6,869.6	786.7	1,551.7	3.0	0.0	2,341.4	0.0	37.6	1,334.2	3,156.4
	旭市	旭	12,363.2	4,004.8	2,858.9	17.0	0.3	6,881.0	0.0	190.7	1,563.0	3,728.5
	匝瑳市	匝瑳	9,798.2	3,646.8	2,132.2	0.0	0.0	5,779.0	0.0	72.2	1,317.8	2,629.2
	小計		29,031.0	8,438.3	6,542.8	20.0	0.3	15,001.4	0.0	300.5	4,215.0	9,514.1

(令和2年12月31日現在 単位:ha)

事務 農 業 所	市町村	農業 振興 地域	総面積	農用地					混牧 林地	農業用 施設 用地	混牧林地 以外の 山林原野	その他
				農地			採草 放牧地	計				
				田	畑	樹園地						
山 武	東 金 市	東 金	7,835.9	2,691.8	1,248.0	19.0	0.0	3,958.8	0.0	8.2	1,125.4	2,743.5
	山 武 市	山 武	13,807.1	3,309.7	2,850.4	25.5	0.0	6,185.6	0.0	15.9	3,067.6	4,538.0
	大網白里市	大網白里	5,004.7	1,679.6	882.8	0.0	0.0	2,562.4	0.0	2.2	556.0	1,884.1
	九十九里町	九十九里	1,792.3	628.5	313.8	0.0	0.0	942.3	0.0	23.4	29.9	796.7
	芝 山 町	芝 山	4,026.9	756.3	942.7	15.0	0.0	1,714.0	0.0	2.6	928.0	1,382.3
	横 芝 光 町	横 芝 光	5,725.6	2,358.2	1,130.0	9.0	0.0	3,497.2	0.0	16.2	91.9	2,120.3
	小 計		38,192.5	11,424.1	7,367.7	68.5	0.0	18,860.3	0.0	68.5	5,798.8	13,464.9
長 生	茂 原 市	茂 原	8,421.0	2,466.2	1,322.3	0.0	0.0	3,788.5	0.0	27.1	1,639.0	2,966.4
	一 宮 町	一 宮	2,133.4	457.3	207.2	58.0	12.1	734.6	0.0	1.2	598.6	799.0
	睦 沢 町	睦 沢	3,559.0	748.2	308.5	0.0	29.1	1,085.8	0.0	12.6	1,129.0	1,331.6
	長 生 村	長 生	2,362.8	963.9	498.3	6.1	0.0	1,468.3	0.0	4.0	257.5	633.0
	白 子 町	白 子	2,488.9	876.3	572.0	0.0	0.0	1,448.3	0.0	21.2	131.0	888.4
	長 柄 町	長 柄	4,528.9	704.6	207.3	49.9	34.0	995.8	0.0	1.0	1,921.9	1,610.2
	長 南 町	長 南	6,518.8	1,116.4	284.6	14.0	22.0	1,437.0	0.0	3.0	2,469.1	2,609.7
小 計		30,012.8	7,332.9	3,400.2	128.0	97.2	10,958.3	0.0	70.1	8,146.1	10,838.3	
夷 隅	勝 浦 市	勝 浦	7,732.4	1,013.9	429.9	22.2	3.1	1,469.1	0.0	8.0	3,191.3	3,064.0
	い す み 市	夷 隅	4,443.4	1,301.9	159.2	9.4	64.0	1,534.5	0.0	9.7	1,904.1	995.1
	い す み 市	大 原	6,241.0	1,249.3	312.9	14.0	7.2	1,583.4	0.0	0.2	2,960.4	1,697.0
	い す み 市	岬	4,541.6	1,095.4	127.9	57.2	0.0	1,280.5	0.0	2.5	1,427.6	1,831.0
	大 多 喜 町	大 多 喜	10,898.2	990.2	193.0	303.0	32.0	1,518.2	0.0	7.6	7,102.8	2,269.6
	御 宿 町	御 宿	2,428.0	230.5	20.5	11.0	34.0	296.0	18.0	0.0	1,192.0	922.0
	小 計		36,284.6	5,881.2	1,243.4	416.8	140.3	7,681.7	18.0	28.0	17,778.2	10,778.7
安 房	館 山 市	館 山	9,921.8	1,372.4	765.5	70.0	0.0	2,207.9	0.0	115.2	2,758.6	4,840.1
	鴨 川 市	鴨 川	18,087.9	1,822.5	334.6	0.0	0.0	2,157.1	0.0	5.0	9,809.3	6,116.5
	南 房 総 市	南 房 総	22,013.5	3,049.4	1,390.7	219.0	13.0	4,672.1	0.0	21.3	7,890.8	9,429.3
	鋸 南 町	鋸 南	4,514.5	424.6	178.5	0.9	0.0	604.0	0.0	0.0	2,763.5	1,147.0
	小 計		54,537.7	6,668.9	2,669.3	289.9	13.0	9,641.1	0.0	141.5	23,222.2	21,532.9
君 津	木 更 津 市	木 更 津	9,999.0	2,315.0	652.9	118.0	30.4	3,116.3	0.0	6.2	4,168.3	2,708.2
	君 津 市	君 津	19,725.0	3,026.0	662.0	108.0	37.0	3,833.0	0.0	12.9	13,189.1	2,690.0
	富 津 市	富 津	16,623.7	1,800.5	293.9	68.1	55.8	2,218.3	0.0	6.3	10,480.0	3,919.1
	袖 ヶ 浦 市	袖 ヶ 浦	7,306.9	1,925.8	1,197.0	9.0	44.0	3,175.8	0.0	13.5	1,804.4	2,313.2
	小 計		53,654.6	9,067.3	2,805.8	303.1	167.2	12,343.4	0.0	38.9	29,641.8	11,630.5
合 計		398,276.9	83,272.6	52,366.7	2,502.6	724.4	138,866.3	18.0	1,050.3	130,240.4	128,101.9	
R元・12・31時点		397,320.1	83,028.2	52,463.0	2,538.9	743.1	138,773.2	18.0	1,050.1	130,303.1	127,175.7	
増 減		956.8	244.4	▲ 96.3	▲ 36.3	▲ 18.7	93.1	0.0	0.2	▲ 62.7	926.2	

(注) 農林水産部農地・農村振興課「確保すべき農用地等の面積の目標の達成状況調査」による。

<表 2-1-(3) 農用地区域の面積>

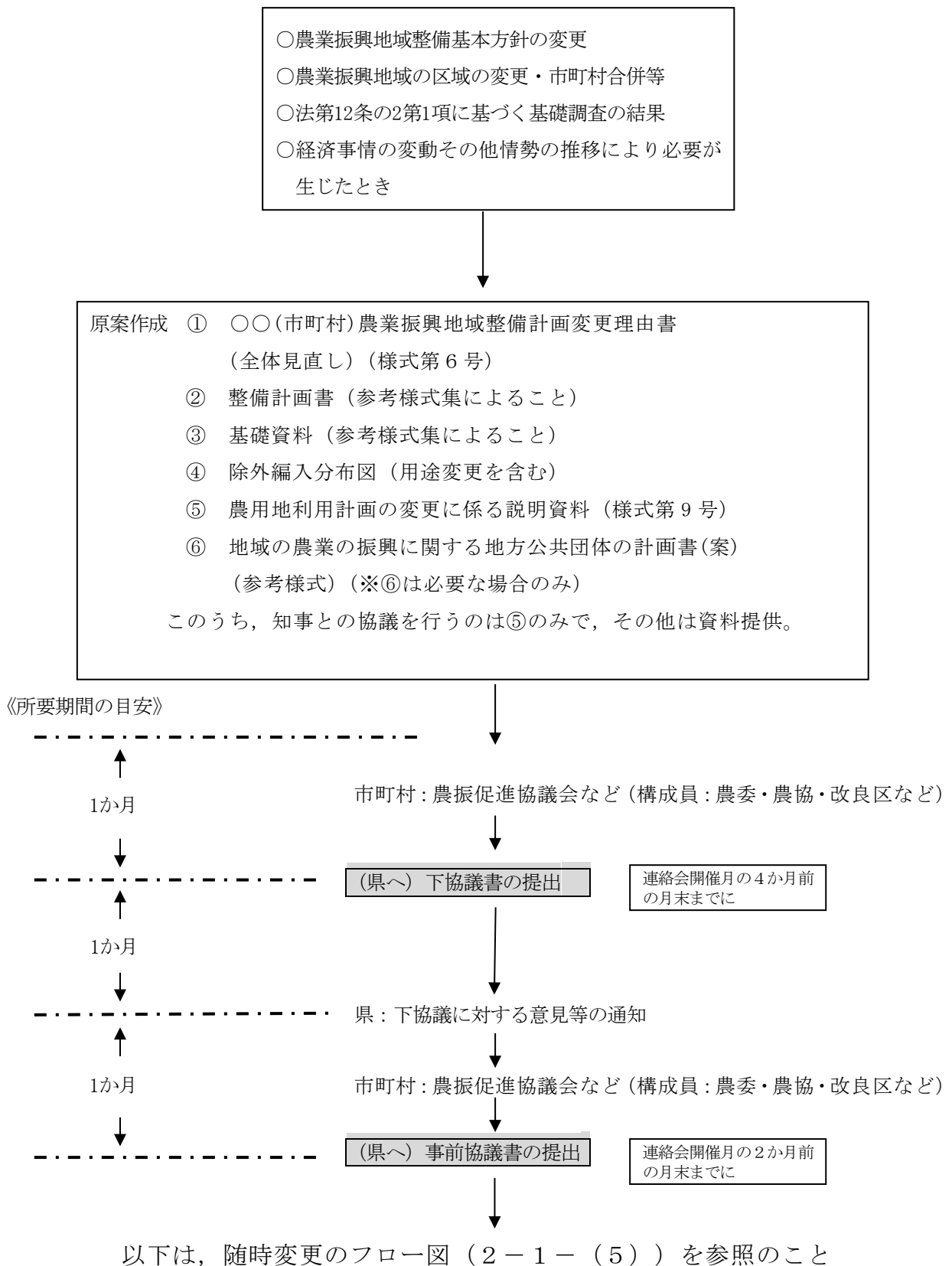
事務所 農業	市町村	農業 振興 地域	総面積	農用地					混牧 林地	農業用 施設 用地	混牧林地 以外の 山林原野	その他
				農地			採草 放牧地	計				
				田	畑	樹園地						
千葉	千葉市	千葉	2,087.1	821.3	1,050.0	20.6	0.0	1,891.9	0.0	21.8	173.4	0.0
	習志野市	習志野	61.6	0.9	60.7	0.0	0.0	61.6	0.0	0.0	0.0	0.0
	市原市	市原	3,820.4	2,921.0	552.0	49.4	122.1	3,644.5	0.0	58.0	117.9	0.0
	八千代市	八千代	1,012.9	518.7	358.1	59.2	55.6	991.6	0.0	2.0	19.3	0.0
	小計		6,982.0	4,261.9	2,020.8	129.2	177.7	6,589.6	0.0	81.8	310.6	0.0
東葛飾	市川市	市川	142.0	0.0	17.2	113.1	0.0	130.3	0.0	0.5	9.0	2.2
	船橋市	船橋	534.9	129.0	293.4	104.7	0.0	527.1	0.0	4.0	3.8	0.0
	松戸市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	野田市	野田	887.3	587.8	271.4	5.0	9.0	873.2	0.0	3.1	3.0	8.0
	野田市	関宿	544.4	351.7	186.6	0.0	0.0	538.3	0.0	6.1	0.0	0.0
	柏市	柏	1,714.7	1,370.5	252.4	0.0	0.0	1,622.9	0.0	0.6	0.2	91.0
	流山市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	我孫子市	我孫子	1,028.5	880.2	139.8	5.0	0.0	1,025.0	0.0	0.8	2.7	0.0
	鎌ヶ谷市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
浦安市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
小計		4,851.8	3,319.2	1,160.8	227.8	9.0	4,716.8	0.0	15.1	18.7	101.2	
印旛	成田市	成田	6,300.8	3,972.6	2,170.7	79.9	47.7	6,270.9	0.0	26.8	3.1	0.0
	佐倉市	佐倉	2,023.2	1,566.2	385.5	2.0	13.4	1,967.1	0.0	8.2	47.9	0.0
	四街道市	四街道	314.6	227.2	73.0	12.9	0.0	313.1	0.0	1.5	0.0	0.0
	八街市	八街	2,099.9	265.4	1,815.8	0.0	0.0	2,081.2	0.0	16.7	2.0	0.0
	印西市	印西	3,106.0	2,943.2	155.9	0.0	0.0	3,099.1	0.0	5.1	1.8	0.0
	白井市	白井	806.8	317.2	266.7	218.7	0.0	802.6	0.0	4.2	0.0	0.0
	富里市	富里	2,079.4	228.7	1,826.1	0.0	0.0	2,054.8	0.0	16.1	8.5	0.0
	酒々井町	酒々井	226.0	219.0	0.0	0.0	0.0	219.0	0.0	0.0	0.0	7.0
栄町	栄	1,293.0	1,186.1	105.9	0.0	0.0	1,292.0	0.0	1.0	0.0	0.0	
小計		18,249.7	10,925.6	6,799.6	313.5	61.1	18,099.8	0.0	79.6	63.3	7.0	
香取	香取市	香取	9,808.7	7,330.3	2,352.3	43.7	0.0	9,726.3	0.0	82.4	0.0	0.0
	神崎町	神崎	714.1	639.1	70.2	0.8	0.0	710.1	0.0	4.0	0.0	0.0
	多古町	多古	2,873.6	1,594.7	1,265.1	0.0	0.0	2,859.8	0.0	13.8	0.0	0.0
	東庄町	東庄	1,912.1	1,311.7	566.7	0.0	0.0	1,878.4	0.0	33.7	0.0	0.0
小計		15,308.5	10,875.8	4,254.3	44.5	0.0	15,174.6	0.0	133.9	0.0	0.0	
海 匝	銚子市	銚子	2,125.2	592.8	1,513.7	0.0	0.0	2,106.5	0.0	18.6	0.0	0.1
	旭市	旭	6,381.2	3,738.1	2,311.1	0.0	0.3	6,049.5	0.0	190.7	139.0	2.0
	匝瑳市	匝瑳	4,884.4	3,315.6	1,426.5	0.0	0.0	4,742.1	0.0	72.2	70.1	0.0
	小計		13,390.8	7,646.5	5,251.3	0.0	0.3	12,898.1	0.0	281.5	209.1	2.1

(令和2年12月31日現在 単位:ha)

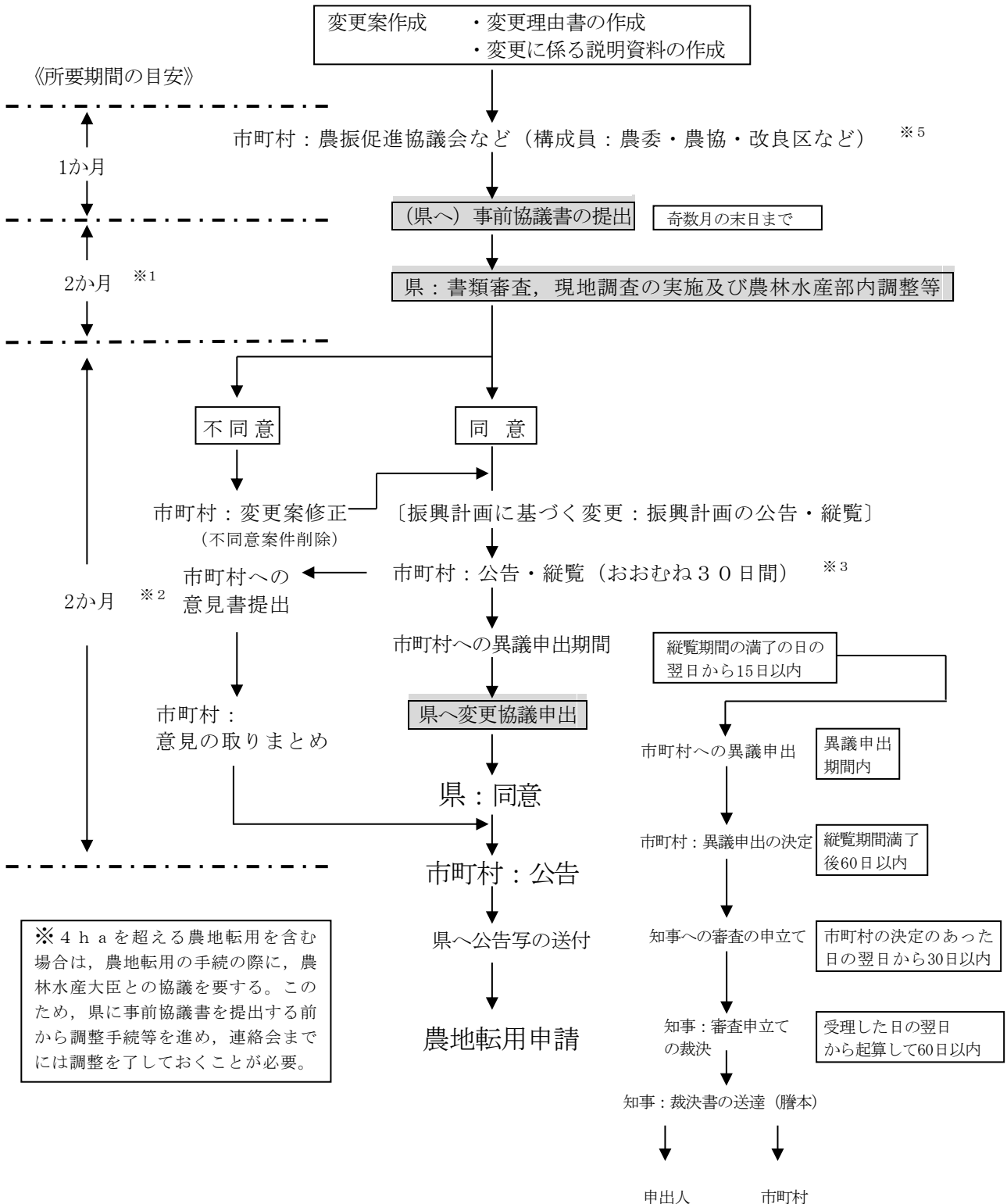
事務所 農業	市町村	農業 振興 地域	総面積	農用地					混牧 林地	農業用 施設 用地	混牧林地 以外の 山林原野	その他
				農地			採草 放牧地	計				
				田	畑	樹園地						
山 武	東 金 市	東 金	3,025.6	2,246.5	755.9	19.0	0.0	3,021.4	0.0	4.2	0.0	0.0
	山 武 市	山 武	5,128.3	2,946.7	2,136.4	25.5	0.0	5,108.6	0.0	15.9	3.8	0.0
	大網白里市	大網白里	1,896.6	1,449.4	436.7	0.0	0.0	1,886.1	0.0	2.2	8.3	0.0
	九十九里町	九十九里	878.1	579.0	234.4	0.0	0.0	813.4	0.0	1.4	10.0	53.3
	芝 山 町	芝 山	1,287.7	682.2	602.9	0.0	0.0	1,285.1	0.0	2.6	0.0	0.0
	横 芝 光 町	横 芝 光	2,889.8	2,168.2	663.5	9.0	0.0	2,840.7	0.0	16.2	32.9	0.0
	小 計		15,106.1	10,072.0	4,829.8	53.5	0.0	14,955.3	0.0	42.5	55.0	53.3
長 生	茂 原 市	茂 原	2,773.0	1,972.0	773.9	0.0	0.0	2,745.9	0.0	27.1	0.0	0.0
	一 宮 町	一 宮	593.4	359.3	152.2	47.0	12.1	570.6	0.0	1.2	21.6	0.0
	睦 沢 町	睦 沢	692.6	583.1	68.8	0.0	28.1	680.0	0.0	12.6	0.0	0.0
	長 生 村	長 生	1,195.3	841.0	347.8	0.1	0.0	1,188.9	0.0	4.0	2.4	0.0
	白 子 町	白 子	1,212.6	827.1	364.3	0.0	0.0	1,191.4	0.0	21.2	0.0	0.0
	長 柄 町	長 柄	665.4	471.8	130.1	0.0	8.6	610.5	0.0	0.9	54.0	0.0
	長 南 町	長 南	926.3	827.4	65.8	0.0	22.0	915.2	0.0	1.0	10.1	0.0
小 計		8,058.6	5,881.7	1,902.9	47.1	70.8	7,902.5	0.0	68.0	88.1	0.0	
夷 隅	勝 浦 市	勝 浦	1,348.4	743.6	177.0	22.2	1.1	943.9	0.0	8.0	394.8	1.7
	い す み 市	夷 隅	1,200.5	1,016.8	76.8	4.9	63.2	1,161.7	0.0	9.7	29.1	0.0
	い す み 市	大 原	833.7	781.5	35.4	0.0	4.2	821.1	0.0	0.2	12.4	0.0
	い す み 市	岬	866.8	789.4	37.4	22.2	0.0	849.0	0.0	2.5	14.6	0.7
	大 多 喜 町	大 多 喜	1,275.0	796.3	136.3	242.0	32.0	1,206.6	0.0	7.6	60.8	0.0
	御 宿 町	御 宿	201.9	132.3	6.6	11.0	33.0	182.9	18.0	0.0	1.0	0.0
	小 計		5,726.3	4,259.9	469.5	302.3	133.5	5,165.2	18.0	28.0	512.7	2.4
安 房	館 山 市	館 山	1,317.9	1,015.4	228.4	28.8	0.0	1,272.6	0.0	6.8	38.5	0.0
	鴨 川 市	鴨 川	2,043.9	1,780.5	183.1	0.0	0.0	1,963.6	0.0	5.0	75.3	0.0
	南 房 総 市	南 房 総	3,177.8	2,279.1	719.4	81.0	13.0	3,092.5	0.0	21.3	0.5	63.5
	鋸 南 町	鋸 南	472.1	326.8	100.5	0.9	0.0	428.2	0.0	0.0	43.9	0.0
小 計		7,011.7	5,401.8	1,231.4	110.7	13.0	6,756.9	0.0	33.1	158.2	63.5	
君 津	木 更 津 市	木 更 津	1,516.2	1,278.2	113.9	35.0	30.4	1,457.5	0.0	6.2	52.5	0.0
	君 津 市	君 津	2,453.8	2,044.9	255.6	4.3	33.4	2,338.2	0.0	12.9	102.7	0.0
	富 津 市	富 津	1,647.1	1,395.0	196.0	19.0	30.8	1,640.8	0.0	6.3	0.0	0.0
	袖 ヶ 浦 市	袖 ヶ 浦	2,313.5	1,490.8	645.9	9.0	0.0	2,145.7	0.0	13.5	154.3	0.0
	小 計		7,930.6	6,208.9	1,211.4	67.3	94.6	7,582.2	0.0	38.9	309.5	0.0
合 計		102,616.1	68,853.3	29,131.8	1,295.9	560.0	99,841.0	18.0	802.4	1,725.2	229.5	
R元・12・31時点		102,667.8	68,770.0	29,038.6	1,324.5	584.7	99,717.8	18.0	798.3	1,923.3	210.4	
増 減		▲ 51.7	83.3	93.2	▲ 28.6	▲ 24.7	123.2	0.0	4.1	▲ 198.1	19.1	

(注) 農林水産部農地・農村振興課「確保すべき農用地等の面積の目標の達成状況調査」による。

<図 2-1-(4) 市町村の定める農業振興地域整備計画の変更事務フロー図（全体見直し）>



<図2-1-(5) 市町村の定める農業振興地域整備計画の変更事務フロー図(随時変更)>



※1 あくまでも目安であり協議内容によっては期間が延びることがある。

※2 異議申出等がなかった場合の期間である。

※3 公告・縦覧における期間満了の日は公告年月日の翌日から起算（初日不算入）する。当該満了の日が土日祝日その他閉庁日（以下「閉庁日等」という。）の場合は、直後の閉庁日が満了日となる。異議の申出及び審査の申立ての期間満了日における閉庁日等の取扱いについても同様である。

なお、公告・縦覧は、おおむね30日間の期間を定めて行う。

※4 このフロー図は事前協議を行う場合のものである。

※5 ガイドライン第11の5(7)⑥、第16の2(3)④参照。

2. 農地の制限

(1) 農地等の権利移動の制限

ア 権利移動の制限の目的、方針

農地法第3条は、農地を農地として活用する場合の権利移動の規則であり、農地又は採草放牧地について、その譲渡・貸付等の行為を制限し、農業委員会の許可を受けなければならないと定めている。この目的は投機的な土地取得を抑制するとともに、農地等について使用収益する権利を、農業を主業とする者が取得していくことを他の規定と相互に補完するところにある。土地利用の効率化への誘導ということを許可の判断の中心的基準としている。

イ 権利移動の制限の概況

(ア) 年次別、権利内容別

農地法第3条による権利移動の許可実績をみると、総数は、前年と比較して件数、面積ともに増加した。内訳をみると、所有権耕作地の所有権移転が、件数1,635件（構成比78.6%）、面積379.2ha（同70.5%）となっている。また、賃貸借による権利の設定は、件数212件（構成比10.2%）、面積73.8ha（同13.7%）、使用貸借による権利の設定が、件数150件（構成比7.2%）、面積76.3ha（同14.2%）となっている（表2-2-（1））。

(イ) 年次別、地域別（所有権移転）

権利移動の許可実績のうち、所有権移転について地域別にみると、件数の大きい順では、印旛235件、君津203件、東葛飾200件、面積の大きい順では、印旛70.3ha、香取50.6ha、君津47.1haとなっている（表2-2-（2））。

(2) 農地等の転用の制限

ア 農地転用の制限の目的

農地転用の制限の目的は、優良農地を確保して農業生産力を維持し、農業経営の安定を図るとともに、農業及び農業以外の目的のための土地利用関係を調整して、農業上の土地利用がよりよい環境のもとで合理的に行われるようにすることである。

農地転用の制限は、具体的には農地法第4条及び第5条の規定による許可（届出）という形で行われるが、農地法第4条は権利の移動を伴わずに農地を農地以外のものにする場合に適用され、第5条は権利の移動が伴う場合で、農地を農地以外のものにする場合又は採草放牧地を採草放牧地以外（農地を除く。）のものにする場合に適用される。

農地転用は知事が許可権者であるが（平成15年度までは第4条2ha以下、第5条1,000㎡未満については各支庁長専決、平成16年度から第4条、第5条とも2ha以下については各農林振興センター（現農業事務所）所長専決）、4haを超える農地の転用を許可しようとする場合（地域整備法による場合を除く。）は、あらかじめ農林水産大臣に協議することとされている。

なお、都市計画法に基づく市街化区域内の農地転用（第4条及び第5条の場合）については、あらかじめ農業委員会にその旨を届け出ることによって許可が不要となっている。

イ 全国の農地転用の概況

平成23年から令和2年の10年間についてみると、転用面積は平成23年から30年まで増加傾向だったが、令和元年から減少傾向に転じている。令和2年の転用面積は

16,066haであり、用途別では、住宅用地 3,388ha (21.1%)、公的施設用地 982ha (6.1%)、商業・サービス等用地 682ha (4.2%)、その他の業務用地が 6,440ha (40.1%) であり、これらで全体の 7 割以上を占めている。(農林水産省「農地の権利移動・借賃等調査結果」による。)

ウ 農地転用の概況

① 全体の転用状況

本県における令和 2 年 (1 月～1 2 月) の農地転用面積は、512.6ha (許可 266.2ha、届出 191.4ha、法第 4 条・第 5 条の許可・届出等を要しない転用 (以下「4, 5 条該当以外」という。) 55.1ha) であり、許可届出等の件数 (4, 5 条該当以外を含まない) は、6,582 件 (許可 2,668 件、届出 3,914 件) である。これは、面積で対前年比 166.9ha (24.6%) の減少、件数で対前年比 181 件 (2.7%) の減少となっている (表 1-3・表 2-2-(3)・表 2-2-(4))。

用途別の転用状況をみると、面積ではその他の業務用地が 271.2ha で最も多く、全体の 52.9% を占め、次いで住宅用地が 176.4ha (34.4%)、植林が 25.0ha (4.9%) と続いている。

許可届出等の件数については、住宅用地が 3,571 件 (54.3%) と最も多く、次いでその他の業務用地が 2,555 件 (38.8%)、公的施設用地が 255 件 (3.9%) となっている (表 2-2-(4))。

地域別にみると、許可の件数は東葛飾地域が最も多く、次いで、印旛、千葉、君津の順になっており、この 4 地域で全体の 59.4% を占めている。許可面積では、東葛飾、印旛、千葉、君津地域の順で、この 4 地域で全体の 69.2% を占めている。

4, 5 条該当以外を除く転用面積でみると、千葉、山武、東葛飾の 3 地域で全体の 83.3% を占めており、首都圏内の農地の減少が進んでいることを表している (表 2-2-(5))。

② 市街化区域内の転用状況

市街化区域内の転用の届出面積は 191.4ha で、地域別にみると東葛飾 (95.7ha)、千葉 (50.2ha)、印旛 (22.3ha) 地域の順となっている。用途別では住宅用地 114.2ha (2,806 件) と最も多く、次いでその他の業務用地 63.2ha (776 件) の順になっている (表 2-2-(5)・付録④)。

なお、届出分の他に 4, 5 条該当以外の転用のうち 4.9ha が市街化区域内である (付録②)。

③ 国、地方自治体等による許可・届出を必要としない転用の状況

4, 5 条該当以外の転用面積は 55.1ha で、地域別にみると、千葉 (26.7ha)、山武 (13.0ha)、東葛飾 (6.2ha) 地域の順となっている (表 2-2-(5))。

エ 農地転用の課題

社会、経済の変化に伴って転用事業計画の内容は多様化してきており、このことから農地転用に伴って発生する問題も従来とは比較にならないほど広範囲にわたり、かつ複雑化してきている。

特に、農地法制定時には予想されなかった労働力事情，農家意識の変化，さらに依然として強い宅地化等への欲求，米の生産調整に伴う農家の耕作意欲の減退等から派生する社会的問題が多種多様にわたり，農地転用許可の審査のうえでこれらの問題を加味して判断することが要求されている。

また，農業，農村に対する国民のニーズも多様化してきており，これらに対する的確な対応が求められている。

このためには，各市町村において優良農地の確保・保全を図るという基本を維持しつつ，非農業的土地需要の計画的誘導が必要となっている。

オ 市町村への農地転用許可事務等の権限移譲

農地転用許可事務等については，平成13年3月から2ha以下，28年4月からは4ha以下が知事の自治事務となり，市町村への権限移譲が可能となった。

農地転用の許可事務については，市町村の主體的な土地利用計画による優良農地の確保やまちづくりに直接関係しており，かつ住民に身近な事務として市町村が権限と責任を持って処理することが，地域住民等の利便性にも寄与することから，人口10万人程度以上の市を対象に権限移譲を進めており，2ha以下の農地転用許可事務等については，平成15年4月に千葉市へ，平成16年4月に流山市，我孫子市へ移譲を行った。

カ 農地転用関係事務指針の一部改正

本県では，農地転用許可制度の適正な運用を確保するための一助とすることを目的として，農地転用関係事務指針を作成しており，農地法改正時等に必要に応じて，所要の改正を行っている。

(3) 農地転用許可条件履行状況調査

農地転用許可後，当該許可に係る土地が転用目的に供されているかどうかを調査するため，転用面積が3,000㎡以上の場合は，許可後3か月及びそれ以降1年ごとに工事が完了するまで進捗状況報告を提出させ，必要に応じて指導を行っている。

<表2-2-(1) 年次別農地法第3条（農地等の権利移動）許可状況（農地+採草放牧地）>

年次別	総数		所有権移転						賃貸借に	
			所有権耕作地				所有権以外耕作地		設定	
			無償		有償					
	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積
平成20年	2,442	720.8	311	117.0	1,600	268.5	2	0.1	117	38.9
平成21年	2,399	623.4	413	131.1	1,633	251.4	5	0.9	99	47.0
平成22年	2,094	564.0	379	117.1	1,350	227.4	2	0.1	107	39.0
平成23年	2,104	598.5	279	79.0	1,418	295.5	-	-	136	50.9
平成24年	2,118	584.8	348	131.9	1,376	234.9	-	-	158	59.4
平成25年	2,073	586.4	366	117.9	1,294	238.6	2	0.3	168	57.0
平成26年	2,123	528.0	351	116.2	1,345	235.4	35	7.0	163	59.5
平成27年	2,401	585.8	360	106.4	1,466	269.3	18	7.6	319	75.7
平成28年	2,223	626.4	297	93.2	1,402	285.7	6	1.0	305	113.0
平成29年	2,008	546.6	261	83.2	1,409	311.2	1	0.9	168	57.5
平成30年	1,967	509.6	290	87.8	1,267	253.5	8	2.0	209	67.4
令和元年	1,890	503.1	275	79.3	1,172	248.8	3	0.3	232	80.8
令和2年	2,079	537.5	325	95.7	1,310	283.5	3	0.2	212	73.8
構成比(%)	100.0	100.0	15.6	17.8	63.0	52.7	0.1	0.0	10.2	13.7
対前年比(%)	110.0	106.8	118.2	120.8	111.8	113.9	100.0	56.0	91.4	91.4

(注) 単位未満を四捨五入するため、面積の総数は内訳の計と一致しない場合がある。

「-」は0を、「0.0」は単位未満(0.05未満)を示す。

<表2-2-(2) 年次別・地域別（農地法第3条による所有権移転）>

年次別 地域別	平成21年		平成22年		平成23年		平成24年		平成25年		平成26年		平成27年	
	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積
総数	2,050	382.3	1,731	344.7	1,696	365.9	1,723	366.5	1,662	356.9	1,730	358.5	1,844	383.2
千葉	236	43.3	172	27.8	129	25.9	149	19.1	138	24.6	150	24.7	118	20.6
東葛飾	184	26.2	172	27.5	139	23.8	129	18.5	127	19.7	151	24.9	120	24.0
印旛	307	75.9	254	59.8	225	64.6	285	75.8	219	53.0	230	65.0	261	71.0
香取	209	39.9	143	32.2	161	43.6	180	51.3	163	57.1	134	32.5	205	50.0
海匝	199	42.4	204	43.6	190	35.9	215	47.4	217	47.0	223	55.3	249	58.0
山武	264	51.9	252	60.0	286	55.2	243	56.6	238	47.5	283	52.5	228	45.2
長生	133	26.5	110	21.5	121	20.5	103	18.4	142	23.6	122	27.3	98	18.2
夷隅	119	20.9	67	17.1	96	18.1	77	20.8	86	23.2	83	19.2	130	30.4
安房	188	21.0	168	23.3	158	23.8	159	24.6	142	25.7	147	20.1	179	30.8
君津	211	34.4	189	32.0	191	54.7	183	33.9	190	35.4	207	37.0	256	34.8

(注) 単位未満を四捨五入するため、面積の総数と内訳の合計が一致しない場合がある。

(単位：件，h a)

よる権利		使用貸借による権利				地上権・永小作権・質権の設定移転		農協への経営受委託		その他の使用収益を目的とする権利の設定移転	
移転		設定		移転							
件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積
4	0.9	402	294.3	1	1.1	5	0.0	-	-	-	-
4	2.9	240	187.1	2	3.0	3	0.0	-	-	-	-
5	0.4	211	146.0	38	33.9	1	0.0	-	-	1	0.1
-	-	263	165.2	5	7.9	-	-	-	-	3	0.0
-	-	229	148.3	5	10.4	2	0.0	-	-	-	-
1	0.1	236	163.4	5	8.9	1	0.1	-	-	-	-
-	-	221	107.3	4	2.4	2	0.0	-	-	2	0.2
-	-	230	126.3	-	-	4	0.4	-	-	4	0.1
10	2.5	158	124.0	1	2.3	42	4.6	-	-	2	0.1
-	-	136	90.2	3	0.3	29	3.1	-	-	1	0.1
-	-	157	88.0	1	0.3	34	7.7	-	-	1	2.8
2	1	134	75.7	-	-	60	14.4	-	-	12	3.2
-	-	150	76.3	-	-	78	7.9	-	-	1	0.0
-	-	7.2	14.2	-	-	3.8	1.5	-	-	0.0	0.0
200.0	100.0	111.9	100.8	-	-	130.0	54.9	-	-	8.3	0.0

(農地の権利移動・借賃等調査による)

(単位：件，h a)

平成28年		平成29年		平成30年		令和元年		令和2年					
										構成比(%)		対前年比(%)	
件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積
1,705	379.9	1,671	395.3	1,565	343.4	1,450	328.4	1,638	379.4	100.0	100.0	113.0	115.5
143	22.8	144	29.0	179	34.6	111	21.7	137	22.8	8.4	6.0	123.4	105.2
158	21.1	188	42.1	146	19.0	160	24.0	200	33.5	12.2	8.8	125.0	139.6
214	65.7	235	87.4	220	76.1	193	60.6	235	70.3	14.3	18.5	121.8	116.0
220	57.3	175	45.8	168	44.5	168	40.3	188	50.6	11.5	13.3	111.9	125.6
183	42.7	172	43.7	181	35.3	165	39.6	144	31.2	8.8	8.2	87.3	78.8
241	57.9	227	39.0	209	41.6	192	46.1	172	42.7	10.5	11.3	89.6	92.7
119	27.8	125	27.6	126	24.6	79	21.7	108	21.9	6.6	5.8	136.7	100.8
102	22.6	112	30.8	92	20.7	103	21.4	111	27.9	6.8	7.3	107.8	130.3
124	22.9	123	20.5	124	22.8	105	18.3	140	31.3	8.5	8.3	133.3	171.3
201	39.1	170	29.5	120	24.2	174	34.5	203	47.1	12.4	12.4	116.7	136.6

(農地の権利移動・借賃等調査による)

<表 2-2-(3) 年次別・農地法第4, 5条別農地転用の状況>

年次別	計		農 地 法 第 4 条							
	総 数		計		知事許可分		大臣許可分		届 出 分	
	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積
平成20年	8,936	734.3	2,200	169.3	443	36.6	-	-	1,757	132.7
平成21年	7,877	526.5	1,947	101.1	369	28.1	-	-	1,578	73.0
平成22年	7,444	515.8	1,799	96.4	308	23.7	-	-	1,491	72.7
	1	0.1	0	0						
平成23年	7,387	550.6	1,846	99.6	255	17.3	-	-	1,591	82.3
	(1)	(0.2)	(-)	(-)						
平成24年	7,469	571.6	1,884	101.2	284	21.3	-	-	1,600	79.9
	(-)	(-)	(-)	(-)						
平成25年	8,115	629.5	2,092	129.5	319	32.5	-	-	1,773	97.0
	(-)	(-)	(-)	(-)						
平成26年	8,504	756.9	2,072	129.3	452	46.6	-	-	1,620	82.7
	(-)	(-)	(-)	(-)						
平成27年	8,008	673.2	1,873	114.4	384	35.6	-	-	1,489	78.8
	(-)	(-)	(-)	(-)						
平成28年	8,385	623.6	1,784	105.5	314	34.2	-	-	1,470	71.3
	(-)	(-)	(-)	(-)						
平成29年	8,048	590.9	1,693	89.0	305	23.6	-	-	1,388	65.4
	(-)	(-)	(-)	(-)						
平成30年	7,414	602.2	1,581	95.7	299	34.6	-	-	1,282	61.1
	(-)	(-)	(-)	(-)						
令和元年	6,763	679.5	1,356	77.4	267	26.8			1,089	50.6
	(-)	(-)	(-)	(-)						
令和2年	6,582	512.6	1,295	75.5	233	21.2			1,062	54.4
	(-)	(-)	(-)	(-)						
対前年比	97.3%	75.4%	95.5%	97.6%	87.3%	79.0%	-	-	97.5%	107.4%
	(-)	(-)	(-)	(-)						

(注) 単位未満を四捨五入するため、面積の総数と内訳の合計が一致しない場合がある。

「-」は0を、「0.0」は単位未満(0.05未満)を示す。

()内は、法第4条第5項、第5条第4項の協議(国・都道府県が病院・学校等に転用する場合。平成21年改正による)の実績(内数)を示す。

「4,5条該当以外」とは、法第4条・5条の許可、届出、協議以外の転用を指す。

(単位：件，h a)

農 地 法 第 5 条								4, 5条 該当以外	年次別
計		知事許可分		大臣許可分		届出分			
件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	面積	
6,736	414.9	2,484	208.1	5	34.5	4,247	172.3	150.1	平成20年
5,930	336.9	2,171	176.2	4	7.1	3,755	153.6	88.5	平成21年
5,645	304.2	2,034	146.8	-	-	3,610	157.3	115.2	平成22年
1	0.1								
5,541	343.1	1,926	152.1	1	27.2	3,613	163.6	107.9	平成23年
(1)	(0.2)								
5,585	370.4	1,778	151.5	2	8.5	3,805	210.4	100.0	平成24年
(-)	(-)								
6,023	381.1	2,218	196.9	-	-	3,805	184.2	118.9	平成25年
(-)	(-)								
6,432	500.4	2,651	291.0	9	12.8	3,772	196.6	127.2	平成26年
(-)	(-)								
6,135	456.2	2,445	249.4	4	34.9	3,686	171.9	102.7	平成27年
(-)	(-)								
6,601	436.7	2,705	265.8	-	-	3,896	170.9	81.4	平成28年
(-)	(-)								
6,355	412.5	2,580	243.7	-	-	3,775	168.7	89.4	平成29年
(-)	(-)								
5,833	433.6	2,731	292.3	-	-	3,102	141.3	72.9	平成30年
(-)	(-)								
5,407	440.2	2,842	322.8	-	-	2,565	117.4	161.8	令和元年
(-)	(-)								
5,287	382.0	2,435	245.0	-	-	2,852	137.0	55.1	令和2年
(-)	(-)								
97.8%	86.8%	85.7%	75.9%	-	-	111.2%	116.7%	34.0%	対前年比
(-)	(-)								

(農地の権利移動・借賃等調査による)

<表2-2-(4) 年次別・用途別農地転用状況>

年次別	区分	総 数		住 宅 用 地		公 的 施 設 用 地	
		件 数	面 積	件 数	面 積	件 数	面 積
平成22年	許可・届出・協議	7,444	400.6	4,565	189.7	436	12.3
	4・5条該当以外		115.2		16.6		35.4
	計		515.8		206.3		47.7
平成23年	許可・届出・協議	7,387	442.7	4,766	241.6	421	13.4
	4・5条該当以外		107.9		24.0		42.2
	計		550.7		265.5		55.6
平成24年	許可・届出・協議	7,469	471.7	4,767	249.4	413	8.5
	4・5条該当以外		100.0		18.4		22.3
	計		571.7		267.8		30.8
平成25年	許可・届出・協議	8,115	510.6	5,059	248.1	532	13.8
	4・5条該当以外		118.9		15.1		30.7
	計		629.4		263.2		44.5
平成26年	許可・届出・協議	8,504	629.7	4,777	242.9	409	21.2
	4・5条該当以外		127.2		18.2		32.2
	計		756.9		261.0		53.4
平成27年	許可・届出・協議	8,008	570.5	4,610	206.8	454	16.1
	4・5条該当以外		102.7		11.4		14.3
	計		673.3		218.2		30.4
平成28年	許可・届出・協議	8,385	542.2	4,920	215.1	449	18.3
	4・5条該当以外		81.4		15.6		15.5
	計		623.6		230.7		33.8
平成29年	許可・届出・協議	8,048	501.4	4,704	201.7	431	18.0
	4・5条該当以外		89.4		12.3		7.5
	計		590.8		214.0		25.5
平成30年	許可・届出・協議	7,414	529.3	3,956	187.2	243	13.1
	4・5条該当以外		72.9		13.7		4.6
	計		602.2		200.9		17.7
令和元年	許可・届出・協議	6,763	517.6	3,475	159.7	273	9.6
	4・5条該当以外		161.8		11.8		4.1
	計		679.5		171.5		13.7
令和2年	許可・届出・協議	6,582	457.6	3,571	167.2	255	11.5
	4・5条該当以外		55.1		9.2		4.4
	計		512.6		176.4		15.9
対前年比(%)	許可・届出・協議	97.3	88.4	102.8	104.7	93.4	119.6
	4・5条該当以外		34.0		78.2		105.7
	計		75.4		102.9		115.6

(注) 単位未満を四捨五入するため、面積の総数と内訳の合計が一致しない場合がある。

(単位：件，ha)

工 鉱 業 (工 場) 用 地		商 業 サ ー ビ ス 等 用 地		そ の 他 の 業 務 用 地		植 林		そ の 他 分 類 不 能 不 明	
件 数	面 積	件 数	面 積	件 数	面 積	件 数	面 積	件 数	面 積
11	2.1	332	35.0	1,940	147.5	11	3.9	149	10.2
	2.3		2.9		23.6		24.7		9.7
	4.3		38.0		171.1		28.6		19.8
21	3.3	294	34.8	1,758	141.7	12	1.1	115	6.9
	1.4		5.1		15.4		12.0		7.9
	4.7		39.8		157.1		13.1		14.8
26	3.5	413	54.0	1,703	140.4	14	2.0	133	13.8
	1.6		4.3		18.1		17.0		18.5
	5.1		58.3		158.5		19.0		32.2
37	4.3	347	39.0	1,945	176.1	6	0.5	189	28.7
	0.2		18.6		19.3		15.4		19.6
	4.5		57.6		195.4		16.0		48.2
28	4.6	300	41.3	2,822	299.4	3	0.1	165	20.1
	4.2		3.3		23.1		25.2		21.1
	8.8		44.6		322.5		25.3		41.1
18	1.9	278	66.9	2,522	262.2	7	1.3	119	15.4
	0.2		3.8		18.8		17.1		37.0
	2.2		70.7		281.0		18.4		52.5
20	1.9	271	28.1	2,665	273.8	6	0.6	54	4.3
	0.9		1.5		11.4		29.8		6.8
	2.7		29.6		285.3		30.3		11.2
28	2.9	339	41.0	2,541	237.2	5	0.7	0	0.0
	0.5		1.6		15.9		51.6		0.0
	3.4		42.6		253.1		52.3		0.0
20	4.9	388	48.5	2,806	275.6	1	0.0	-	-
	1.9		1.4		15.3		35.9		-
	6.8		49.9		291.0		35.9		-
27	4.4	331	55.8	2,626	284.9	30	3.1	1	0.1
	0.1		1.8		7.7		136.4		-
	4.6		57.6		292.5		139.5		0.1
6	0.6	187	20.5	2,555	257.2	5	0.3	3	0.3
	0.1		2.7		14.0		24.7		-
	0.7		23.2		271.2		25.0		0.3
22.2	13.6	56.5	36.7	97.2	90.3	16.7	9.8	300	229
	99.9		154.3		183.0		18.1		-
	15.3		40.3		92.7		17.9		229

(農地の権利移動・借賃等調査による)

<表 2-2-(5) 農地転用の地域別状況表>

① 件数

地域	平成30年							令和元年			
	合計	許可		届出	協議	4・5条 該当以外	合計	許可			
		4条	5条					4条	5条		
総数	7,414	3,030	299	2,731	4,384	-	6,763	3,109	267	2,842	
千葉	1,651	283	37	246	1,368	-	1,508	281	20	261	
東葛飾	2,946	667	82	585	2,279	-	2,289	505	57	448	
印旛	791	455	37	418	336	-	812	475	42	433	
香取	183	183	14	169	-	-	228	228	17	211	
海匝	202	202	23	179	-	-	225	225	19	206	
山武	173	158	19	139	15	-	218	200	9	191	
長生	343	343	13	330	-	-	325	325	21	304	
夷隅	263	260	16	244	3	-	221	221	22	199	
安房	195	195	19	176	-	-	201	201	16	185	
君津	667	284	39	245	383	-	736	448	44	404	

(注) 件数については、合計に4・5条該当以外の転用を含まない。

② 面積

地域	平成30年							令和元年			
	合計	許可		届出	協議	4・5条 該当以外	合計	許可			
		4条	5条					4条	5条		
総数	602.2	326.9	34.6	292.3	202.4	-	72.9	679.5	349.6	26.8	322.8
千葉	123.7	35.4	4.6	30.8	63.5	-	24.8	233.4	47.1	5.0	42.2
東葛飾	194.8	87.3	6.2	81.1	99.5	-	8.0	160.3	76.0	5.2	70.8
印旛	80.3	51.7	5.1	46.6	18.8	-	9.8	90.2	63.8	3.5	60.3
香取	21.2	16.8	1.1	15.7	-	-	4.4	21.1	18.0	1.6	16.4
海匝	12.9	12.8	1.8	11.0	-	-	0.2	10.8	10.7	0.7	10.0
山武	33.2	21.3	0.8	20.4	1.0	-	10.9	31.8	20.0	0.4	19.6
長生	33.7	30.5	7.9	22.6	-	-	3.2	35.8	31.1	1.9	29.3
夷隅	25.0	25.0	1.5	23.4	0.0	-	-	20.4	20.4	1.9	18.5
安房	16.9	13.2	1.4	11.8	-	-	3.7	15.2	14.3	1.4	12.9
君津	60.4	33.0	4.1	28.9	19.6	-	7.8	60.6	48.2	5.4	42.8

(注) 単位未満を四捨五入するため、面積の総数と内訳の合計が一致しない場合がある。

「-」は0を、「0.0」は単位未満(0.05未満)を示す。

(単位：件)

			令和2年								
届出	協議	4・5条 該当以外	合計	許可		届出	協議	4・5条 該当以外	構成比		
				4条	5条						
3,654	-	-	6,582	2,668	233	2,435	3,914	-	100.0%	総数	
1,227	-	-	1,482	298	28	270	1,184	-	22.5%	千葉	
1,784	-	-	2,529	568	62	506	1,961	-	38.4%	東葛飾	
337	-	-	776	425	41	384	351	-	11.8%	印旛	
-	-	-	155	155	15	140	-	-	2.4%	香取	
-	-	-	195	195	22	173	-	-	3.0%	海匝	
18	-	-	177	159	11	148	18	-	2.7%	山武	
-	-	-	215	215	9	206	-	-	3.3%	長生	
-	-	-	175	175	10	165	-	-	2.7%	夷隅	
-	-	-	183	183	12	171	-	-	2.8%	安房	
288	-	-	695	295	23	272	400	-	10.6%	君津	

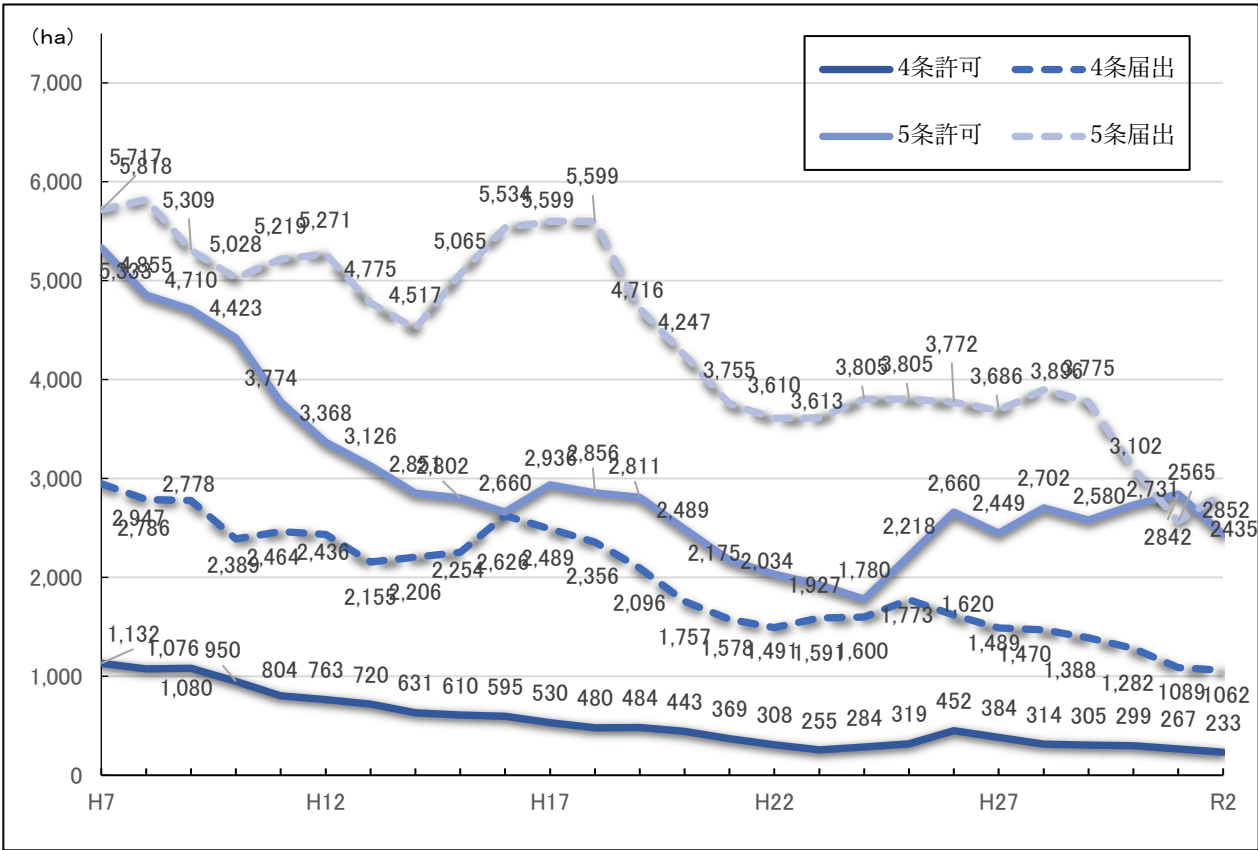
(農地の権利移動・借賃等調査による)

(単位：h a)

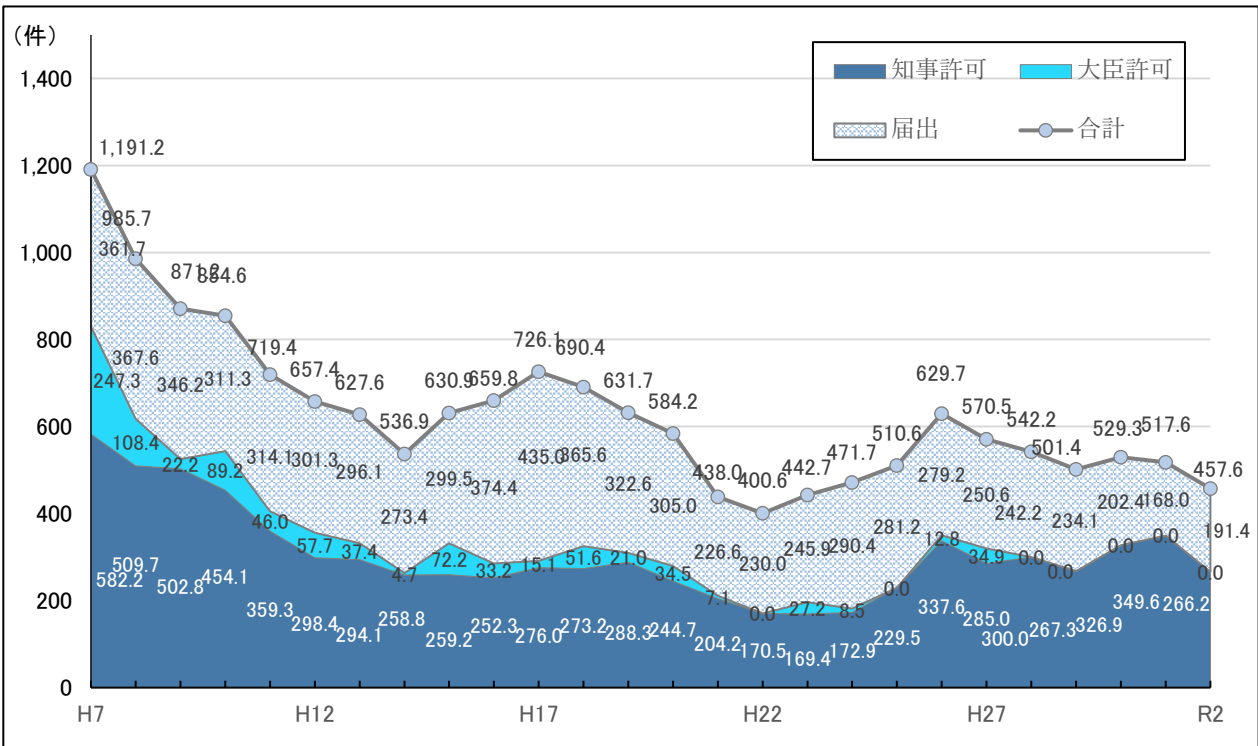
			令和2年								
届出	協議	4・5条 該当以外	合計	許可		届出	協議	4・5条 該当以外	構成比		
				4条	5条						
168.0	-	161.8	512.6	266.2	21.2	245.0	191.4	-	55.1	100.0%	総数
51.8	-	134.5	113.2	36.3	4.5	31.8	50.2	-	26.7	22.1%	千葉
79.0	-	5.3	164.0	62.1	5.0	57.1	95.7	-	6.2	32.0%	東葛飾
24.2	-	2.2	78.3	54.5	3.5	50.9	22.3	-	1.5	15.3%	印旛
-	-	3.1	15.0	14.8	1.6	13.2	-	-	0.2	2.9%	香取
-	-	0.1	11.3	11.2	1.8	9.4	-	-	0.1	2.2%	海匝
0.6	-	11.2	27.3	13.2	0.4	12.8	1.0	-	13.0	5.3%	山武
-	-	4.7	17.7	14.6	0.5	14.1	-	-	3.1	3.5%	長生
-	-	-	16.3	16.3	1.4	14.9	-	-	0.0	3.2%	夷隅
-	-	0.9	14.8	11.6	0.9	10.8	-	-	3.2	2.9%	安房
12.4	-	-	54.7	31.5	1.5	29.8	22.2	-	1.1	10.7%	君津

(農地の権利移動・借賃等調査による)

<図2-2-(6) 農地転用許可(届出)件数の推移>



<図2-2-(7) 農地転用許可(届出)面積の推移>



(4) 農地違反転用防止対策事業

農地法第4条若しくは第5条に違反して、許可を受けることなく農地等を転用するなどの違反転用は、優良農地の保全に支障をきたし、農業生産環境の悪化等の問題を生じる。

これら農地の違反転用を防止するためには、

- (ア) 啓発普及
- (イ) 監視体制の整備強化
- (ウ) 是正指導

を実施していく必要があり、県では、平成2年度から「農地違反転用防止対策事業」を実施し、違反転用の未然防止を図るとともに早期発見及び迅速かつ適切な是正指導を行っている。

農地違反転用の防止には、農地所有者の認識の向上が重要なことから、令和2年度においては、啓発のためのリーフレット75,500部を作成し、各市町村農業委員会を通して農家に配布したほか、行政機関の窓口等に備え置くなどして、広く農地転用許可制度の啓発普及に努めた。

さらに、違反転用の早期発見のため、県及び各市町村農業委員会による巡回パトロールを実施した。特に、「農地違反転用防止対策強化月間」(7月～9月)を設け、早期発見・早期是正指導に努めた。

<表2-2-(8) 令和2年度における違反転用の実態状況について> (単位：件)

区 分		土砂等	産 廃	住 宅	事務所等	その他	合計
発 見 件 数		1	0	1	3	41	46
是 正	原状回復	0	0	0	1	16	17
	追認許可	0	0	1	0	9	10
	条件変更等	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	1	1	25	27
未是正		1	0	0	2	16	19

※本表は各市町村農業委員会に対する調査を集計したものである。

※「土砂等」とは、土砂等による農地の埋立て又は投棄をいう。

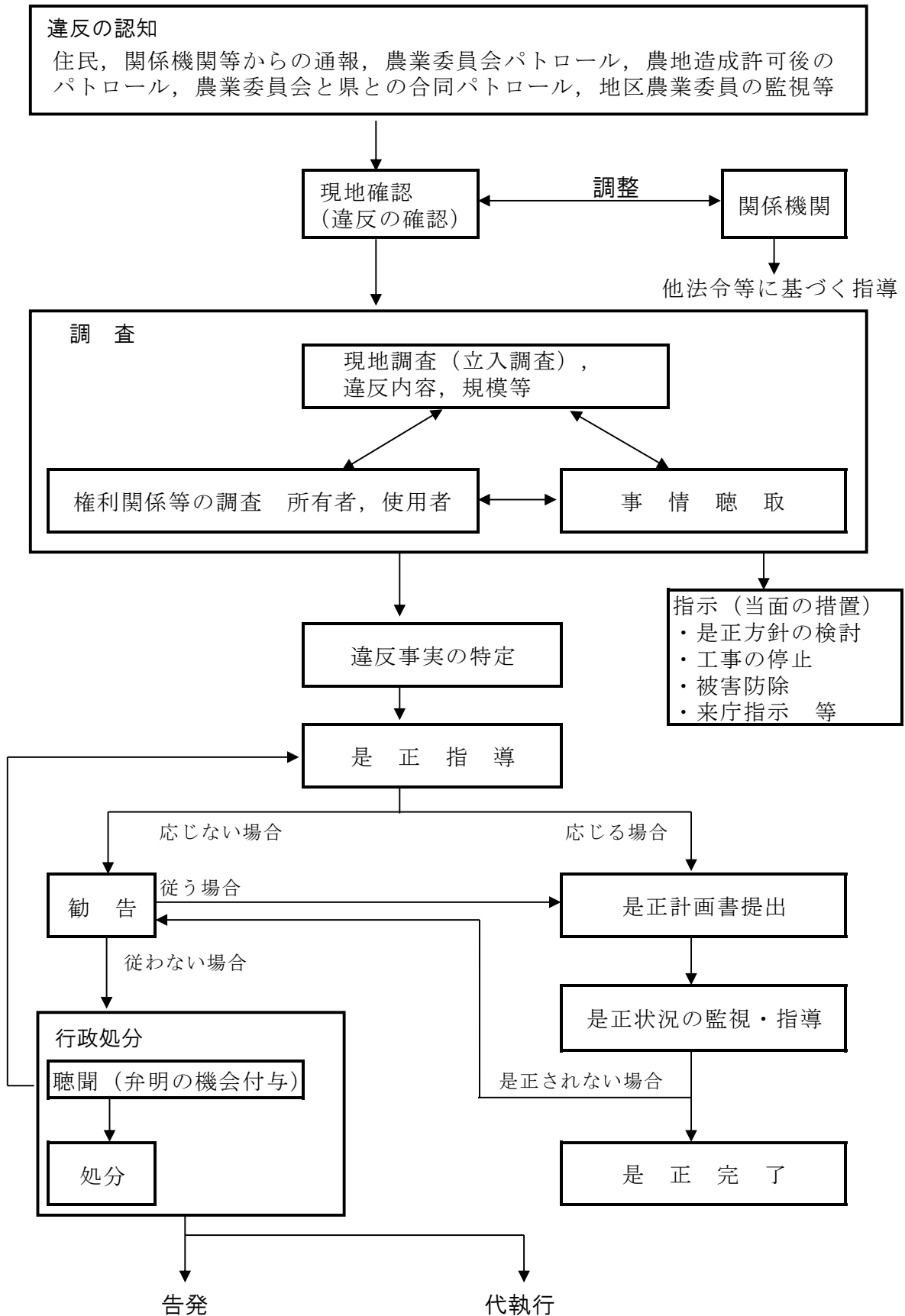
※「産廃」とは、産業廃棄物による農地の埋立て又は投棄をいう。

※「事務所等」とは、事務所・工場・倉庫等で、住宅以外の建築物による違反転用をいう。

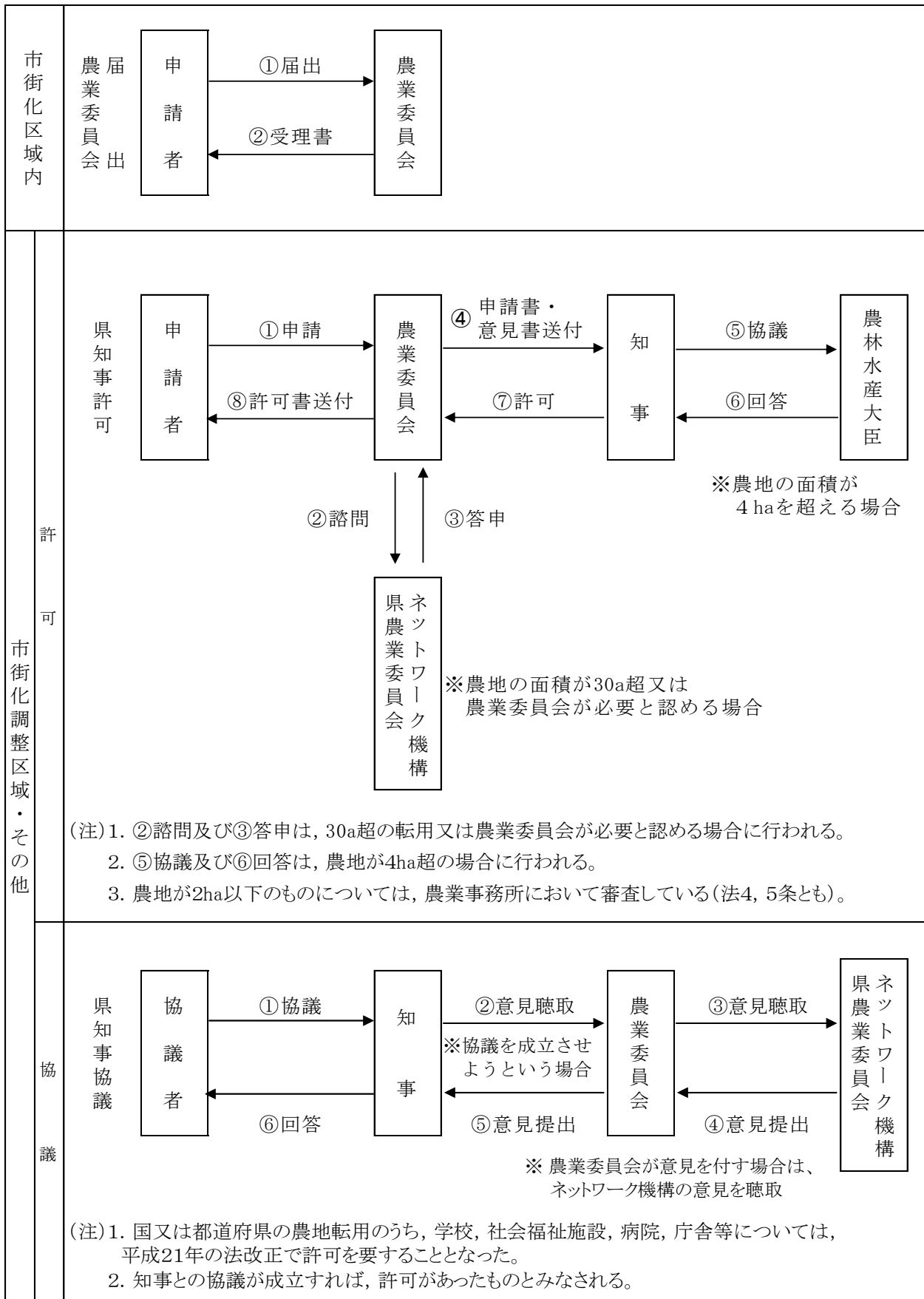
※「その他」とは、駐車場・資材置場等で、土砂等・産廃・住宅・事務所等以外をいう。

※「是正」「未是正」は、年度末時点の状況。

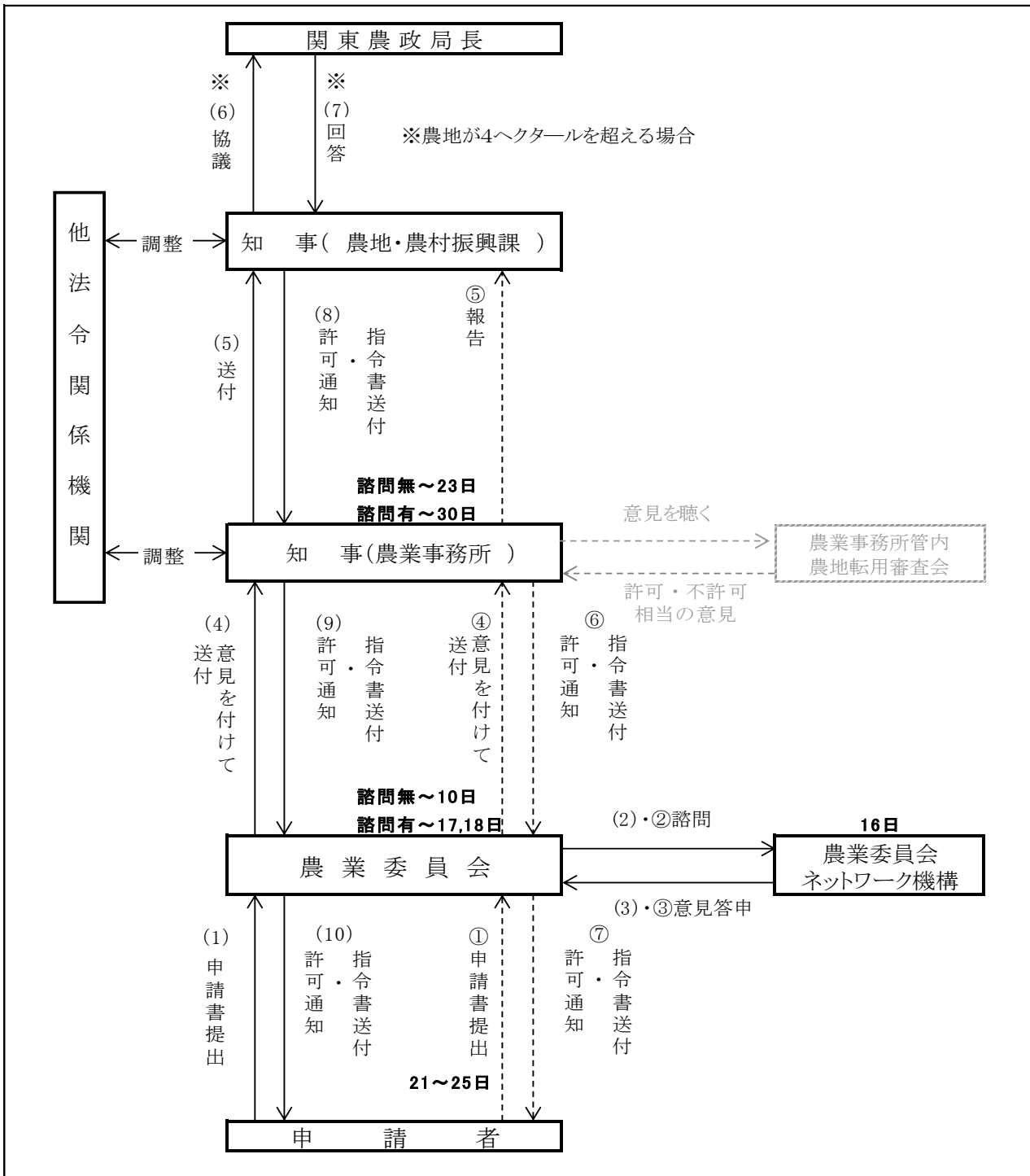
<図 2-2-(9) 違反転用処理フロー図（農業委員会，農業事務所，農地・農村振興課）>



<図2-2-(10) 農地の転用に係る許可・届出・協議等の概要>



<図2-2-(11) 農地転用許可事務フロー図>



[注] ——— 2haを超える第4条・第5条申請
 - - - - - 2ha以下の第4条及び第5条申請
 ※ 4haを超える農地の転用の場合(地域整備法による場合を除く。)は、関東農政局長と協議する。
 ※ 知事が指令書を直接申請者に交付する場合、農業委員会に指令書の写しを送付する。
 ※ 農業委員会ネットワーク機構への諮問がなされるのは、転用面積が30a超の場合や、農業委員会が必要と認める場合。
 図中の日付については、おおむねの目安である。

3. 農地利用集積

本県では担い手への農地利用集積を進めるため、(公社)千葉県園芸協会を平成26年4月1日に農地中間管理機構として指定し、農地中間管理事業を行うとともに、利用権設定等促進事業(農用地についての利用権の設定・移転, 所有権の移転を促進する事業)等の施策を行っている。

<表2-3-(1) 耕地面積に占める担い手※の利用面積>

年度	担い手の農地利用面積	担い手への農地集積率
令和元年度	31,439ha	25.2%
令和2年度	33,172ha	26.9%

(注) 担い手とは、①認定農業者、②市町村基本構想水準到達者、③集落営農経営、④認定新規就農者のこと。

<表2-3-(2) 農地中間管理機構による農用地等の借受・貸付面積の実績>

年度	借受面積	貸付面積
令和元年度	738ha	778ha
令和2年度	927ha	986ha

(注) 四捨五入の関係で内訳と合計値は必ずしも一致しない。

<表2-3-(3) 利用権設定等促進事業による利用権設定等面積>

(単位: ha)

年度	利用権設定面積	所有権移転面積	計	対前年度増減
平成22年度	12,339.7	2,003.9	14,343.6	985.4
平成23年度	12,904.4	2,085.3	14,989.7	646.1
平成24年度	13,809.9	2,164.4	15,974.3	984.6
平成25年度	14,628.0	2,300.7	16,928.7	954.4
平成26年度	15,258.9	2,381.7	17,640.6	711.9
平成27年度	16,569.8	2,518.9	19,088.7	1448.1
平成28年度	18,077.6	2,603.3	20,680.9	1592.2
平成29年度	18,721.9	2,666.0	21,387.9	707.0
平成30年度	19,063.8	2,738.1	21,801.8	413.9
令和元年度	19,026.8	2,795.9	21,822.7	20.9
令和2年度	21,162.1	2,778.9	23,941.0	2118.3

(注) 1 各年度3月末時点の面積
2 所有権移転面積は累計

<表2-3-(4) 担い手への農地集積と農地中間管理機構の利用状況（令和2年度）>

地域	市町村名	耕地面積(ha) *令和2年農林水産 統計の耕地面積	担い手への農地集積の状況 (令和3年3月末時点)		農地中間管理機構の利用状況			
			集積面積(ha)	集積率(%)	平成26年度～令和2年度の累計		令和2年度の実績	
					借入面積(ha)	転貸面積(ha)	借入面積(ha)	転貸面積(ha)
千葉	千葉市	3,570	565	15.8	107.4	107.2	22.1	29.2
	習志野市	62	25	40.2	0.0	0.0	0.0	0.0
	市原市	5,390	812	15.1	392.8	208.2	6.2	5.5
	八千代市	829	279	33.7	0.2	0.2	0.0	0.0
東葛飾	市川市	521	198	38.1	0.0	0.0	0.0	0.0
	船橋市	1,180	424	36.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	松戸市	695	254	36.5	0.0	0.0	0.0	0.0
	野田市	2,600	492	18.9	110.3	107.3	3.4	3.2
	柏市	2,560	756	29.5	154.9	154.3	11.4	13.4
	流山市	367	93	25.2	0.0	0.0	0.0	0.0
	我孫子市	1,230	275	22.4	78.8	78.8	23.1	25.2
印旛	鎌ヶ谷市	426	63	14.7	0.0	0.0	0.0	0.0
	成田市	6,520	2,504	38.4	380.2	364.5	105.6	112.1
	佐倉市	2,840	628	22.1	47.2	47.2	2.4	2.4
	四街道市	645	90	13.9	3.2	3.2	0.6	0.6
	八街市	3,440	1,075	31.2	39.8	39.8	2.9	2.9
	印西市	4,140	318	7.7	71.9	70.4	5.7	8.2
	白井市	1,040	198	19.0	2.8	2.8	0.0	0.0
	富里市	2,450	981	40.0	28.4	24.4	7.8	8.1
	酒々井町	513	24	4.8	2.6	2.6	0.0	0.5
	栄町	1,420	528	37.2	467.1	430.6	71.2	76.6
香取	香取市	11,200	2,889	25.8	880.3	809.6	300.5	284.3
	神崎町	747	480	64.3	138.4	111.2	12.0	12.6
	多古町	3,140	612	19.5	45.0	40.7	5.8	3.5
	東庄町	1,880	896	47.7	19.2	19.2	15.8	15.8
海匝	銚子市	2,520	1,480	58.7	1.7	1.7	0.0	0.0
	旭市	6,300	3,951	62.7	196.9	195.6	32.1	32.5
山武	匝瑳市	5,160	1,590	30.8	179.6	178.3	26.1	38.1
	東金市	3,370	863	25.6	112.2	108.9	14.1	20.9
	山武市	5,730	1,780	31.1	342.1	326.5	37.5	35.0
	大網白里市	2,410	464	19.3	31.6	30.0	6.5	8.4
	九十九里町	899	199	22.1	32.0	31.2	4.4	5.2
	芝山町	1,530	287	18.7	20.0	18.0	0.6	0.6
長生	横芝光町	3,230	920	28.5	285.2	283.5	19.9	32.2
	茂原市	3,080	315	10.2	20.1	20.1	1.1	1.1
	一宮町	585	143	24.4	29.0	29.0	4.9	4.9
	睦沢町	796	279	35.0	96.9	96.1	1.4	2.3
	長生村	1,240	451	36.3	88.4	88.0	8.3	11.5
	白子町	1,290	471	36.5	72.6	72.6	9.7	12.1
	長柄町	863	73	8.5	3.9	3.9	0.6	0.6
夷隅	長南町	1,240	398	32.1	156.7	137.0	6.0	4.5
	勝浦市	940	63	6.7	106.8	0.7	0.0	0.0
	いすみ市	3,460	908	26.3	343.9	271.1	3.3	6.7
	大多喜町	1,130	85	7.5	5.6	5.6	1.4	1.4
安房	御宿町	231	72	31.1	0.0	0.0	0.0	0.0
	館山市	1,710	274	16.0	51.3	42.7	17.2	25.3
	鴨川市	2,180	526	24.1	41.8	23.4	0.2	0.7
	南房総市	3,470	581	16.7	169.9	161.6	34.2	37.9
君津	鋸南町	458	39	8.5	2.2	2.2	0.7	1.0
	木更津市	2,460	513	20.9	77.5	71.7	15.7	23.9
	君津市	3,180	326	10.2	85.7	81.4	25.7	28.6
	富津市	2,260	140	6.2	61.4	40.0	36.1	23.2
	袖ヶ浦市	2,470	524	21.2	159.3	157.2	22.3	22.9
	県合計	123,500	33,172	26.9	5,744.8	5,100.2	926.7	985.7

注1 四捨五入の関係で内訳と合計値は必ずしも一致しない。

注2 集積率は、耕地面積に占める担い手の農地利用集積面積の割合。

第3 農地の有効利用

第3 農地の有効利用

1. 交換分合事業及び附帯農道等整備事業

農用地等が零細で分散度のはなはだしい地域を対象に、農業生産基盤の整備と農業構造の改善を図ることを目的として昭和24年度より農用地等の集団化事業(事業主体は農業委員会)を行い、昭和34年度からその効果をより高めるための附帯農道等整備事業(事業主体は市町村)を行っている。

交換分合事業は、所有権以外の権利相互の交換に併せ、新たな所有権移転、利用権設定及び農作業受委託の取組活動を行い、地区全体としての農用地の集団化を図るとともに、育成すべき経営体への農用地の利用集積を促進することを内容とする事業である。地域水田農業整備型交換分合は2か年、その他の交換分合は3か年で実施するものである。

また、附帯農道等整備事業は、交換分合と一体的計画のもとに農道、客土、暗渠排水、ほ場均平工、農業用排水施設の整備を行うものである。

両事業ともに平成5年以降実施されていなかったが、平成24年度に銚子市の県営ほ場整備事業において交換分合事業が約1.0ha実施された。

その結果、これまでの交換分合事業の実績は延べ73市町村350地区51,250.6ha、附帯農道等整備事業については、28市町村60地区111,835mとなった。

第4 自作農財産の維持・管理及び処分

第4 自作農財産の維持・管理及び処分

1 国有農地等の管理

平成21年12月に全面改正される前の農地法（以下「旧農地法」という。）、旧自作農創設特別措置法による買収、又は国有財産法により他省庁が所管する農地の所管換を受け農林省所管となった国有地（以下「国有農地等」という。）について、知事は、旧農地法及び関係法令に基づき、農林水産省所管国有財産管理者として国有農地等の維持及び保存、貸付け、国有財産台帳の整理、所管不明財産の所管調査等の事務を行っている。

また、国有農地等の処分を促進するとの国の方針により、知事は、国有農地等の境界確定測量等業務を推進している。

令和2年度末の国有農地等は、農耕貸付120筆46,207㎡、転用貸付93筆37,914㎡、未貸付1,117筆300,694㎡、合計1,315筆384,806㎡である。

これは、前年度と比較すると14筆の減、面積では155㎡の減である。

平成21年12月に農地法が全面改正され、法第7条の規定による農業生産法人（平成28年4月1日から「農地所有適格法人」に呼称変更）が農業生産法人でなくなった場合の買収を除き、原則として新規の買収が廃止となった。

また、新規に取得した農地は国が管理することとなったが、法改正前に取得した財産の管理については、改正法附則第8条第1項によりなお従前の例によることとされた。

（1）農地等の取得及び国有財産台帳への登載（表4-1-（1））

旧自作農創設特別措置法第3条、旧農地法第9条、第15条、第15条の3、第16条の規定により買収し、又は国有財産法第12条の規定により財務省その他から農林水産省が所管換を受けて、農地等を取得した。

取得した土地等は国有財産台帳に登載され、管理するべきものであるが、国有財産台帳に未登載の土地が全国的に散見された。漏れた国有農地を把握し、適正に管理する必要があることから、国は農林水産省名義でありながら国有財産台帳未登載の土地の抽出作業として、平成25、26年度に国有農地等登記記録確認委託事業を実施した。

平成27年度以降、国の委託事業による当該作成資料を基に国有農地としての国有財産台帳への登載又は登記是正如何について判断するための国有農地等登記記録確認委託事業実施後に行う確認業務が都道府県において行なわれている。

平成27年度から令和2年度末までに、国有農地等登記記録確認委託事業実施後に行う確認業務として、県では803筆の土地を調査し、新たに409筆を国有農地であるとして国有財産台帳に登載した。

（2）国有農地等管理状況（表4-1-（2））

国有農地の無断転用、無断耕作等の不法行為を未然に防止するとともに、各土地の現状を的確に把握し管理の適正を期すため、現地調査を行っている。

平成21年度に国有農地全筆の現地調査を実施し、以降、後述の国有財産管理人及び各農業

事務所の協力により毎年度国有農地の現地調査を実施し現況把握に努めている。

また、境界確定により管理すべき土地の範囲を確定し、必要に応じて、柵の設置等を行うとともに、除草、樹木の枝の剪定・伐採、雑物除去等を実施し適正な管理に努めている。

旧農地法第78条に係る国有財産の維持・管理に関する業務のうち、除草、樹木の剪定・伐採、フェンス設置等に伴う工事又は委託及び使用承認（開拓財産への水道管、下水管、電柱等の占用等）並びに境界確定等については、各農業事務所に事務委任している（処分に関する業務を除く）。（※平成16年4月2日改正後の千葉県事務委任規則第10条第5号イ参照。）

（3）農地等の貸付（表4-1-（2））

貸付は農耕貸付と転用貸付に分けられる。

ア 農耕貸付

（ア）平成21年改正前の農地法施行令（以下「旧施行令」という。）第15条の2による貸付

国有農地等を耕作又は養畜の事業に供するための貸付

（イ）旧施行令第15条の2及び旧法第9条等の継続貸付

国有農地等を取得の際、すでに地上権、永小作権、使用貸借による権利、賃貸借、又はその他の使用及び収益を目的とする権利の設定されているものに係る貸付け

なお、平成21年の法改正により小作料の標準額が廃止され、それ以降は農業委員会の提供等による近傍類似農地の借賃を考慮し、対象農地の生産条件等を勘案して算定することとされた。

イ 転用貸付（旧施行令第15条の2による）

国有農地等を耕作又は養畜の事業以外の事業に一時供するための貸付で、学校敷地、道路敷のように公共のため必要であり、かつ、旧所有者、現在の耕作者の同意が必要である。

なお、転用貸付に係る使用料は、用途によって区分されており、例えば、非営利用では、固定資産税課税標準額×面積×2.0/100により算出する。

（4）不要地認定

国有農地等で、土地の農業上の利用の増進の目的に供しないことが相当と認められるときは、旧農地法第80条第1項の規定により不要地として国が認定する。

令和2年度の実績は、国有財産3筆2,361㎡、開拓財産は6筆2,030㎡ある。

（5）国有農地等の処分

ア 旧施行令第16条第1項各号に該当する土地として不要地認定のあった場合は、旧農地法第80条の規定により国が国有農地等の売払等を行う。

（ア）旧農地法第80条第2項売払（旧所有者優先の原則）

不要地認定のあった国有農地等は、旧農地法第80条第1項の規定により売り払われるが、同条第2項の規定により旧所有者又はその一般承継人に優先的権利がある。

この場合の売払価格は、旧国有農地等の売払いに関する特別措置法施行令第1条の規定により、買受申込時の時価の7割である。

(イ) 国有財産法第8条引継ぎ

平成26年度以降，国有農地等の所属が特別会計から一般会計へ移行したことにより，不要地認定のあった国有農地等で，上記（ア）の旧所有者等が買受権を放棄したものについては，原則として，国有財産法第8条の規定により財務大臣へ引き継ぐことになっている。

イ 農業利用が適当な財産は，法第46条の規定の例により，農林水産省から競争入札等により，農地を効率的に利用して耕作等の事業を行うと認められる者に売り払う（附則第8条第2項）。

(6) 所管換

過去に他の省庁から農林水産省に所管換がされ，旧農地法第78条の規定により管理しているものの，その後旧農地法第80条の規定により自作農の創設又は土地の農業上の利用の増進の目的に供しないことが相当と認められるときは，従前の省庁へ所管を移す（いわゆる「逆所管換」）。

(7) 国有農地等の土地改良事業及び土地区画整理事業への編入承認，換地承認

土地改良事業者又は土地区画整理事業者から，国有農地等を事業区域内へ編入し，換地するための承認申請があった場合，調査のうえ支障がないものと判断されれば関東農政局長が承認する。

(8) 買収・売渡登記の促進

旧農地法又は旧自作農創設特別措置法に基づく土地の買収，売渡等に伴う登記について現在なお未了のものが相当数残存している。未登記の解消は，買収，売渡し等に伴う権利変動を最終的に確定し，農業経営の安定を図る上で必要であり，早期に完了すべく努めてきた。

また，旧自作農創設特別措置法に基づく農地（既墾地）の買収・売渡処分等に関する登記未了事案については，農地法施行令（昭和27年法律第230号）第2条ないし第4条の規定により，なお従前の例により知事が職権で登記嘱託できるとされている。

(9) 国有財産管理人

知事は，国有農地等の管理を適正に行うため，千葉県国有財産管理人設置要領に基づき，国有財産管理人を設置している。

令和2年度の設置状況は，千葉市2名，市川市1名，船橋市2名，松戸市1名，鎌ヶ谷市1名，佐倉市1名，香取市1名，東金市1名，茂原市1名，館山市2名，南房総市1名，木更津市1名，富津市1名の計16名であり，各管理人は国有財産の見廻りを行っている。

（※平成26年4月1日付けで，国有農地等の所属が食糧安定供給特別会計から一般会計へ移行したが，本要領の改正は実施されず，読替えで対応することとされた。）

<表4-1-(1) 国有農地等管理状況>

令和3年3月31日

年度	項目	総数	増減内容											
			増					減						
			購入の報告漏	換地	分筆又は実測	その他	計	売渡	売払	換地	買収取消	合筆又は実測	その他	計
22	筆数	1,057	15		12		27		3			5		8
	面積	349,005	3,189		473		3,662		335			475		810
23	筆数	1,055	3		5		8		10					10
	面積	349,204	2,104		592		2,696		2,172			325		2,497
24	筆数	1,067	12		5		17		4				1	5
	面積	349,926	1,695		1,689		3,384		503			2,004	155	2,662
25	筆数	1,066	10	1	4		15		14	1			1	16
	面積	347,622	1,215	157	855		2,227		3,354	257		630	290	4,531
26	筆数	1,097	3		1	41	45		14				0	14
	面積	351,146	720		48	5,821	6,589		1,553			187	325	2,065
27	筆数	1,101	6		3		9		2				3	5
	面積	352,437	751		1,053		1,804		694			525	294	1,513
28	筆数	1,348	253		2		255		3				5	8
	面積	400,272	50,573		342		50,915		1,617	193		764	699	3,273
29	筆数	1,366	31		27		58		8			18	14	40
	面積	406,603	10,889		1,103		11,992		1,940			1,104	2,528	5,572
30	筆数	1,328	3		24		27		9			1	55	65
	面積	400,476	1,080		525		1,605		3,587			13	4,132	7,732
31	筆数	1,329	3		5	1	9		10				8	18
	面積	384,961	997		216	1	1,214		2,704				14,025	16,729
R2	筆数	1,315	13		8		21		12			3	3	18
	面積	384,806	3,366		1,338		4,704		1,083			1,289	2,487	4,859

<表4-1-(2) 年度別国有農地等管理状況>

令和3年3月31日

年度	総数		農耕貸付		転用貸付		未貸付	
	筆数	面積	筆数	面積	筆数	面積	筆数	面積
21	1,038	346,153	230	92,800	104	38,834	704	214,519
22	1,057	349,005	208	86,329	106	39,023	743	223,653
23	1,055	349,204	199	84,036	103	38,689	753	226,479
24	1,067	349,926	187	76,619	110	40,038	770	233,269
25	1,066	347,622	185	74,683	104	38,206	777	234,733
26	1,097	352,146	181	73,037	104	38,909	812	240,200
27	1,101	352,437	166	67,618	104	38,909	831	245,910
28	1,348	400,272	158	64,728	99	38,846	1,091	296,698
29	1,366	406,603	143	52,614	98	38,313	1,125	315,676
30	1,325	400,778	130	47,951	100	39,072	1,095	313,755
31	1,318	399,141	124	46,824	99	38,562	1,095	313,755
2	1,330	384,815	120	46,207	93	37,914	1,117	300,694

※1筆を分割して貸している土地が15筆

<表4-1-(3) 年度別国有農地等管理状況>

令和3年3月31日

市町村名		筆数	面積	市町村名		筆数	面積	
千葉	千葉市	67	26,848	山武	東金市	45	12,936	
	習志野市	1	1,110		山武市	15	4,210	
	市原市	18	1,820		大網白里町	5	1,290	
	八千代市	14	5,041		九十九里町	9	675	
	計	100	34,819		横芝光町	5	359	
東葛飾	市川市	35	7,223		芝山町	5	714	
	船橋市	72	11,261		計	84	20,184	
	松戸市	54	5,751	長生	茂原市	60	13,444	
	野田市	15	14,330		一宮町	4	715	
	柏市	15	3,960		睦沢町	0	0	
	流山市	7	3,745		長生村	0	0	
	我孫子市	7	2,902		白子町	14	2,320	
	鎌ヶ谷市	71	22,819		長柄町	20	7,232	
	浦安市	4	577		長南町	3	339	
	計	280	72,568		計	101	24,050	
印旛	成田市	22	4,668		夷隅	勝浦市	23	3,742
	佐倉市	72	29,262			いすみ市	27	6,180
	四街道市	1	20	大多喜町		15	2,155	
	八街市	11	3,634	御宿町		8	2,960	
	印西市	31	8,730	計		73	15,037	
	白井市	3	299	安房	館山市	122	37,874	
	富里市	8	10,827		鴨川市	26	5,671	
	酒々井町	18	10,724		南房総市	44	17,172	
	栄町	16	8,610		鋸南町	10	567	
	計	182	76,774		計	202	61,284	
香取	香取市	56	16,356	君津	木更津町	89	21,247	
	神埼町	1	190		君津市	36	8,592	
	東庄町	12	6,922		富津市	42	10,857	
	多古町	5	1,091		袖ヶ浦市	9	5,414	
	計	74	24,559		計	176	46,110	
海匝	銚子市	10	1,423					
	匝瑳市	18	3,263					
	旭市	15	4,735					
	計	43	9,421	合計	1,315	384,806		

2 開拓財産の管理

旧自作農創設特別措置法第30条又は旧農地法第44条、第72条等の規定による未墾地の買収並びに国有財産法第12条の規定により他省庁所管の国有未墾地の所管換により農林水産省が取得した財産（以下「開拓財産」という。）については、国有農地と同様に旧農地法及び関係諸法令に基づき適正管理に努めており、国とともに売払・所管換等処分の促進を図っている。また、残っている財産は道水路がほとんどを占めており、市町村への譲与を行っている。

令和2年度末現在の開拓財産管理面積は、85地区1,801,314㎡である。

この管理状況としては、転用貸付地13,605㎡、未貸付地（土地及び道水路）1,786,709㎡となっている。

（1）売 渡

旧農地法第61条の規定により、自作農として農業に精進する見込みのある者に対し、農業会議の意見を聴いて適当と認められる者を選定し売渡を行ってきた。

なお、売り渡した開拓財産のうち、旧農地法第71条の規定により開墾完了期限の到来したものについて、土地利用状況検査を実施し、売渡の用途どおり利用していない場合は勧告又は旧農地法第72条の規定による買戻を行ってきた（平成21年の農地法改正により新規の売渡がなくなり、売渡済の土地はすべて検査済のため、現在同条による買戻はない。）。

（2）譲 与

開拓財産のうち、道路、水路、ため池等は、その用途を廃止したとき旧農地法第74条の2の規定により、これを無償で国に返還することを条件として、市町村、土地改良区等に譲与している。

（3）所管換

他省庁から所管換された開拓財産のうち、自作農の創設又は土地の農業上の利用の増進の目的に供しない土地については、旧施行令第16条第1項各号に該当するとして不要地認定を行ったうえ国有財産法第12条の規定により元の省庁に所管換をしている（いわゆる「逆所管換」）。

（4）売 払

旧施行令第16条第1項各号に該当する土地として不要地認定があった場合は、同法第80条の規定により国が売払を行っている。

ア 旧農地法第80条第2項売払（旧所有者優先の原則）

旧自作農創設特別措置法第30条又は旧農地法第44条の規定により買収した土地のうち、不要地認定のあった土地については、旧所有者又はその一般承継人に売払を行っている。

なお、売払価格は、旧国有農地等の売払に関する特別措置法施行令第1条の規定により買受申込時の時価の7割である。

イ 国有財産法第8条引継ぎ

旧農地法第72条の規定により買収し不要地認定のあった土地及び上記アに該当する土地のうち、旧所有者等が買受権を放棄した土地については、原則として、国有財産法第8条の規定により財務大臣へ引き継ぐことになっている。引継ぎ後財務省から競争入札等で売り払われる。

(5) 転用貸付

不要地認定のあった土地について、処分までの暫定措置として旧農地法施行令第15条の2の規定により転用貸付を行っている。

(6) 登記事務

開拓財産については下記の登記事務を行っている。

ア 旧自作農創設特別措置法又は旧農地法の規定により行った開拓財産の買収、売渡等の処分是正に伴う登記事務。

イ 旧自作農創設特別措置登記令の規定による登記用紙の閉鎖未済の解消及び欄外登記の見落とし等を原因とする二重登記の解消（閉鎖申出，抹消登記）。

ウ 各種開拓財産の処分に係る表示，所有権保存及び所有権移転登記等の登記事務。

(7) 実地検査

開拓財産の無断転用，無断使用等の不法行為の未然防止を図るとともに各土地の現状を的確に把握し，管理の適正を期するため順次実施している。

(8) 不存在財産と確認調査

不存在財産とは，開拓財産台帳には登録されているが，台帳数量に相応する財産が現地において存在しないものをいい，財産管理上問題を生じているため「開拓財産確認調査特別促進事業」に基づき調査を実施し，関東農政局と協議のうえ是正処置を行ってきた（平成13年度まで実施）。

(9) 使用承認及び境界確定の協議

開拓財産道路等の改修等及び水道管，ガス管等の埋設に係る使用承認申請に対しては，審査のうえ承認している。また，国有財産法第31条の3の規定により開拓財産と隣接地主との境界確定協議を行い，その境界を明らかにして管理及び処分の適正を図っている。

<表 4 - 2 - (1) 開拓財産管理状況>

令和 3 年 3 月 3 1 日現在

年度	管理総計										
	地区数	面積(m ²)	計		所管換	整理換	売渡	譲与	確認調査	実測	その他
22	77	(8, 173)	増	(0) 84							84
		1, 799, 927	減	(0) 2, 883							2, 883
23	77	(8, 173)	増	(0) 31						31	
		1, 797, 434	減	(0) 22, 321	2, 524						19, 797
24	77	(8, 173)	増	(0) 827				827			
		1, 794, 536	減	(0) 6, 271	369			2, 609			3, 293
25	76	(8, 173)	増	(0) 1, 535				370		1, 165	
		1, 787, 053	減	(0) 12, 285	6, 964			1, 808		220	3, 293
26	76	(8, 173)	増	(0) 25, 599				370		1, 165	24, 064
		1, 786, 630	減	(0) 22, 721	557					134	22, 030
27	76	(8, 173)	増	(0) 0							
		1, 786, 163	減	(0) 467	385					82	
28	77	(8, 173)	増	(0) 1, 061							1, 061
		1, 787, 224	減	(0) 0							
29	83	(8, 173)	増	(0) 6, 690							6, 690
		1, 791, 605	減	(0) 2, 309	910		1, 061			338	
30	83	(8, 173)	増	(0) 0							
		1, 791, 418	減	(0) 187	98		89				
31	85	(8, 173)	増	(0) 9, 242							9, 242
		1, 800, 328	減	(0) 7, 034	2, 717			4, 317			
2	85	(8, 173)	増	(0) 988							988
		1, 801, 314	減	(0) 2							2

<表4-2-(2) 開拓財産管理状況>

令和3年3月31日現在

	口 座 名 (所 在 地)	所在市町村	管理面積 (㎡) A	転用貸付(㎡)			県内開拓 財産合計 (㎡)A+C
				県 管理分 B	国 管理分 C	計 B+C	
1	八街飛行場地区	八街市	9,705				9,705
2	香取航空基地地区	旭市、匝瑳市	162,714				162,714
3	松戸飛行場地区	松戸市	29,384	336		336	29,384
4	横芝飛行場地区	横芝光町	24,225				24,225
5	銚子飛行場地区	銚子市	106				106
6	東金飛行場地区	東金市	8,201				8,201
7	国府台東練兵場地区	市川市	14,353	1,486		1,486	14,353
8	誉田滑空場地区	千葉市	105,754				105,754
9	陸軍工兵学校胡録台地区	松戸市	730				730
10	飯岡高射砲射場地区	銚子市	3,907				3,907
11	陸軍航空本部経理部(秋水基地)地区	柏市	919				919
12	千葉小銃射撃場地区	千葉市	4,282				4,282
13	防空学校小仲台地区	千葉市	1,850				1,850
14	習志野演習場地区	習志野市	12,942		1,153	1,153	14,095
15	陸軍一の宮演習場地区	一宮町	250				250
16	高柳地区	木更津市	423				423
17	洲之崎地区	館山市	80				80
18	三里塚地区	成田市	239,251				239,251
19	南日当地区	白子町	591				591
20	大寺地区	木更津市	2,366				2,366
21	茂原航空基地地区	茂原市	21,487	3,420		3,420	21,487
22	下志津演習場飛行場地区	千葉市、四街道市、佐倉市	733,308	1,193		1,193	733,308
23	松戸八柱演習場地区	松戸市	15,408				15,408
24	鉄道第二連隊津田沼作業場地区	習志野市	1,279				1,279
25	第四航空教育隊地区	柏市	184				184
26	五貫津地区	印西市	16,328				16,328
27	東部教育隊地区	船橋市	241				241
28	村上地区	市原市	4,786				4,786
29	坊堰地区	東庄町	37				37

	口 座 名 (所 在 地)	所在市町村	管理面積 (㎡) A	転用貸付(㎡)			県内開拓 財産合計 (㎡)A+C
				県 管理分 B	国 管理分 C	計 B+C	
30	若松地区	千葉市	9,939				9,939
31	大池地区	木更津市	5,029				5,029
32	大坪地区	匝瑳市	804				804
33	神生地区	香取市	11,544				11,544
34	十余三地区	成田市	6,286				6,286
35	富岡地区	木更津市	430				430
36	大須賀地区	成田市	4,006				4,006
37	布鎌地区	栄町	1,983				1,983
38	佐原地区	香取市	129,200				129,200
39	鬼泪山地区	富津市	1,273				1,273
40	真里谷地区	木更津市	2,405				2,405
41	粟生野地区	茂原市	1,853				1,853
42	佐和地区	千葉市	2,330				2,330
43	緑海村海岸地区	山武市	458				458
44	伊豆島地区	木更津市	1,305				1,305
45	香取第二地区	旭市	2,958				2,958
46	鷹の台地区	千葉市	2,710				2,710
47	勝田地区	佐倉市、八千代市	15,705				15,705
48	長沼地区	成田市	83,470				83,470
49	老川開拓道路地区	大多喜町	4,466				4,466
50	市和田浦地区	香取市	3,577				3,577
51	老川地区	大多喜町	12,934				12,934
52	白井久保地区	勝浦市	4,324				4,324
53	木更津市地区	木更津市	15,191	6,330	6,666	12,996	21,857
54	鎌ヶ谷村地区	鎌ヶ谷市	431	341		341	431
55	市川市地区	市川市	2,492	499		499	2,492
56	船橋市地区	船橋市	1,689				1,689
57	遠山村地区	成田市	464		354	354	818
58	東条村地区	多古町	1,237				1,237

	口 座 名 (所 在 地)	所在市町村	管理面積 (㎡) A	転用貸付(㎡)			県内開拓 財産合計 (㎡)A+C
				県 管理分 B	国 管理分 C	計 B+C	
59	酒々井町地区	酒々井町	6,972				6,972
60	川上村地区	八街市	2,713				2,713
61	和田村地区	佐倉市	1,435				1,435
62	八街町地区	八街市	18,458				18,458
63	旭村(印旛)地区	佐倉市	54				54
64	昭栄村地区	成田市	793				793
65	豊岡村地区	銚子市、旭市	357				357
66	環村地区	富津市	693				693
67	東金町地区	東金市	595				595
68	阿蘇村地区	印西市、 八千代市	423				423
69	源村地区	東金市	3,217				3,217
70	豊岡村(松尾)地区	山武市	1,037				1,037
71	新川村地区	流山市	2,084				2,084
72	鳴浜村地区	山武市	336				336
73	梅郷村地区	野田市	499				499
74	城ノ内地区	長生村	6,782				6,782
75	多古町地区	多古町	1,017				1,017
76	蓮沼地区	山武市	119				119
77	旭村(野田市)地区	野田市	49				49
78	千代田町(佐倉市)地区	佐倉市	653				653
79	福田村(野田市)地区	野田市	178				178
80	亀山村地区	君津市	595				595
81	天神山村地区	富津市	2,638				2,638
82	香取町地区	香取市	440				440
83	総元村地区	大多喜町	2,413				2,413
84	神戸海軍砲術学校(神戸地区)	館山市	516				516
85	大森町地区	印西市	664				664
	合計		1,801,314	13,605	8,173	21,778	1,809,487

(注) Bは、管理面積Aの内数である。

3 債権の管理及び歳入の徴収等

(1) 農地对価等の取扱い

国有農地等及び開拓財産に係る農地对価等の債権については国の一般会計に所属し、歳入徴収官（県農林水産部長）が、「国の債権の管理等に関する法律」（以下「債権管理法」という。）等に基づいて管理し、歳入金の徴収に関する事務は、会計法、農地法、「予算決算及び会計令」、「出納官吏事務規程」、その他関係法令に基づいて取り扱っている。

(2) 債権の管理事務

ア 債権の種類

- (ア) 旧農地法第36条、第61条、第69条、第70条の規定により売り渡した農地等の売渡対価に係る債権
- (イ) 旧農地法第78条又は旧自創法第46条の規定により貸し付けられた土地の使用料に係る債権
- (ウ) 旧農地法第68条の規定により貸し付けられた土地の一時使用料に係る債権
- (エ) 国有農地等の無断潰廃、無断使用に係る損害賠償金及び不当利得返還金に係る債権
- (オ) 国有農地等の貸付手続未済による既往使用料に係る債権
- (カ) (ア)～(エ)に係る延滞金債権

なお、旧農地法第80条の規定による売払い及び同法施行規則第46条の規定による用途外の貸付けに係る債権の管理は国が直接行っている。

イ 債権の管理保全

歳入徴収官は、知事から発生の通知を受けた債権について、調査確認のうえ履行の請求をし、債権保全のため必要に応じて督促、時効の中断等の措置を講じるとともに、国が行う債権取立、内容変更、免除等に関し、調査及び進達の関係事務を行っている。

(3) 歳入金の徴収

ア 歳入金の徴収

令和2年度の実績は、徴収決定額145件39,775,015円（過年度繰越金20件9,651,710円、現年度分125件30,123,305円）、収納済額125件30,123,305円であり、収納未済額は20件9,651,710円、収納率75.7%となっている。

イ 滞納整理

令和2年度不納欠損・徴収停止とも実績なし

ウ 年賦金の繰上償還

令和2年度実績なし。

(4) 歳入機関等

ア 債権管理法第5条の規定により、債権管理の機関は歳入徴収官千葉県農林水産部長に委任されている。

イ 会計法第48条、「予算決算及び会計令」第140条、「債権管理要領」第3章の規定により、

国から委任されている歳入金の収納機関は次のとおりである。

徴収機関	都道府県
歳入徴収官	千葉県農林水産部長
歳入徴収官代理	千葉県農林水産部農地・農村振興課長

(5) 農地对価支払事務

農地買収対価等の支払い及び買収処分の取消し、その他の訂正処分に伴う過払金回収、払戻金等の経理事務を行っている。いずれも令和2年度の実績はない。

ア 買収対価等の支払

旧農地法による買収対価の支払いは、買収期日までに支払われることが買収の効力要件（旧農地法第13条）となっていたため、買収期日までに被買収者に支払われている。

また、支払事務を画一化するため、買収期日を各年度の7月1日、11月1日、3月1日の3回に定めていた。

イ 払戻金の支払

旧自創法、旧農地法の売渡処分の取消し等に伴う払戻金は、過誤納者に通知し、請求により支払い手続を行っている。

ウ 過払金の回収

買収処分の解消等により誤払いとなった過払金について、発生の都度回収の手続を行っている。

(6) 交付金交付事務

国は、農地法、同施行令等の実施に伴う国有農地等管理処分の事務取扱に要する経費を負担するため、県（県を経由してその一部を国有農地等所在市町村）に、「国有農地等管理処分事務取扱交付金交付要綱」に基づき、交付金を交付している。令和2年度は鋸南町を除く51市町に交付。

第5 農地利用・調整

第5 農地利用・調整

1. 農地利用

(1) 賃貸借に関する規制

農地法の目的の一つである「耕作者の地位の安定」を図るため、耕作者の維持、耕作権の保護をするための賃貸借に関する規制がある。

農地法は賃借人の地位を安定させるために、民法の諸原則に修正を加え、賃貸借の対抗力（法第16条第1項）、賃貸借の法定更新（法第17条）、賃貸借の解約等の制限（法第18条）について特例を設けている。

すなわち、農地の引渡しがあれば、賃貸借の登記なくして、その後の所有権取得者に対抗できるし（法第16条第1項）、賃貸借期間満了の1年前から6か月までの間に更新拒絶の通知をしないときは、なお従前の賃貸借と同一の条件で更に賃貸借をしたものとみなされる（法第17条）。

また、更新拒絶の通知、解除、解約の申入れ、合意解約はあらかじめ知事の許可を得なければできないこととなっている（法第18条第1項）。ただし、合意解約が、農地を引渡すこととなる期限前6か月以内に成立した合意で、その旨が書面において明らかであるものに基づいて行われる場合、期間10年間以上の定めのある賃貸借につき更新拒絶の通知を行う場合等については知事の許可を必要としない（法第18条第1項ただし書）。

ここ5年間の解約等の実績は別表のとおり（表5-1，5-2）。

(2) 農業委員会による賃料情報の提供

平成21年の農地法改正により、標準小作料に代わり、農業委員会が、地域ごとに、農地の種類別、圃場整備事業の実施状況の別等に区分し、地域における賃貸借契約の賃料を調査し、賃料設定の目安になるものを広報誌やホームページ等で情報提供することになった（法52条）。

<表5-1 農地賃貸借解約等実績（年次別・種類別）>

年次別	総計		要許可事案		法18条6項通知	
	件数	面積(a)	件数	面積(a)	件数	面積(a)
平成26年	1,067	36,730	1	6	1,066	36,724
平成27年	1,508	59,682	1	7	1,507	59,675
平成28年	1,574	51,214	-	-	1,574	51,214
平成29年	1,395	47,721	-	-	1,395	47,721
平成30年	1,587	52,617	-	-	1,587	52,617
令和元年	1,256	40,997	-	-	1,256	40,997
令和2年	1,536	47,244	-	-	1,536	47,244
対前年比	122.3%	115.2%	-	-	122.3%	115.2%
構成比	100.0%	100.0%	-	-	100.0%	100.0%

(注) 農地の権利移動・借賃等調査による。

単位未満を四捨五入しているため、面積の内訳と合計は一致しない場合がある。

<表5-2 農地賃貸借解約等実績（地域別・種類別）>

地域別	総計		要許可事案		法18条6項通知	
	件数	面積(a)	件数	面積(a)	件数	面積(a)
総数	1,536	47,244	-	-	1,536	47,244
千葉	98	1,937	-	-	98	1,937
東葛飾	155	1,073	-	-	155	1,073
印旛	238	9,314	-	-	238	9,314
香取	82	18,094	-	-	82	18,094
海匝	97	3,839	-	-	97	3,839
山武	626	2,994	-	-	626	2,994
長生	46	2,172	-	-	46	2,172
夷隅	128	2,766	-	-	128	2,766
安房	18	3,194	-	-	18	3,194
君津	48	1,862	-	-	48	1,862

(注) 農地の権利移動・借賃等調査による。

単位未満を四捨五入しているため、面積の内訳と合計は一致しない場合がある。

2. 農地調整

農地等の紛争処理方法には、(1) 農地等の利用関係をめぐる当事者間の紛争について農業委員会や知事が仲介して適正な解決を図ろうとする和解の仲介と裁判所に設けられる調停委員会等が仲介する農事調停の制度及び(2) 行政庁の処分等を不服として提起される不服申立て、行政訴訟、民事訴訟がある。

(1) 農地等の利用関係の紛争処理

農地等の利用関係の紛争を解決する制度として、ア農地法による和解の仲介制度、イ民事調停法による農事調停制度がある。

農地の利用関係をめぐる紛争は、農業をとりまく環境の著しい変化に伴いその内容が複雑多岐にわたっており、また土地問題特有の執着心や様々な経緯等があることから、解決に長時間を要するもの、解決困難なものが多くみられる。この傾向は、世代の交代とも相まって、今後とも続くものと思われる。

ア 和解の仲介

和解の仲介制度(法第25条から第29条まで)は、昭和45年の農地法の改正により設けられた。この制度は、農地等の利用関係の紛争事件には、農民の意識からみて裁判により解決をしてもらうことよりも、身近で簡易に解決してもらいたいものがあり、これらについて、農業委員会又は知事が和解の仲介を行って紛争の早期解決を図ろうとするものである。

なお、知事による和解の仲介(法第28条)は、和解の仲介の申出を受けた農業委員会が、当該紛争について和解の仲介を行うことが困難又は不相当であると判断し、申立人の同意を得て、知事に和解の仲介をするよう申し出た場合に行う(表5-3-(1)~(2))。

イ 農事調停

民事調停法による農事調停は、裁判所による紛争解決を得ようとするものである。

調停委員会は、農事調停を行おうとするときは小作主事の意見を聞かなければならず、また小作主事は期日に出席し又は期日外において調停委員会に対して意見を述べることができる(民事調停法第27条、第28条)ことになっている(表5-4-(1)~(2))。

(2) 農地等の処分等に係る争訟

旧自作農創設特別措置法若しくは農地法の規定に基づく買収・売渡処分又はその他の行政処分を不服とした当事者又は利害関係人が提起した不服申立て(行政計画に対する住民の不服申立ての機会を付与したものとされる農振法第11条第5項ないし土地改良法第98条第5項の審査申立て等を含む。)に対する裁決又は弁明を行う(表5-5)。

また、国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律第2条第2項の規定により当課職員が指定代理人となる国を当事者又は参加人とする訴訟、及び地方自治法第153条第1項の規定により(前出法務大臣権限法第5条第1項の規定によるも可)当課職員が指定代理人となる知事又は県を当事者又は参加人とする訴訟を迫行する。

ア 農地等訴訟処理実態

令和2年度における係属事件は3件である。

イ 農地等訴訟の傾向

農地事件が行政訴訟の王座を降りてすでに久しい（昭和22年から平成2年までに当課で処理してきた訴訟は500件を超える。）が、いわゆる農地改革をめぐる訴訟は、国を当事者とする民事事件としてなお係属するものと思われる。

<表5-3-(1) 和解の仲介の年次別状況>

	総数	農業委員会による和解の仲介					知事による和解の仲介				
		和解の仲介申立			完結	未了	和解の仲介申立			完結	未了
		総数	持越	新規			総数	持越	新規		
平成28年度	1	1	-	1	-	1	-	-	-	-	-
平成29年度	1	1	1	-	1	-	-	-	-	-	-
平成30年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
令和元年度	2	2	-	2	2	-	-	-	-	-	-
令和2年度	1	1	-	1	-	1	-	-	-	-	-

<表5-3-(2) 和解の仲介の種類別状況（令和2年度）>

		持越 件数	新規 受理 件数	完結 件数	完結件数の内訳						
					成立		不成立	取下	知事へ の申出	その他	
					申立人の 要求貫徹	妥協					
農業 委員 会に よる 和解 の仲 介	小作関係										
	土地返還関係	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-
	小作料関係										
	その他の小作関係										
	農地等 利用 関係										
	相隣関係										
	相続関係										
売買関係											
その他											
	合計	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-
知事 によ る解 の仲 介	小作関係										
	土地返還関係										
	小作料関係										
	その他の小作関係										
	農地等 利用 関係										
	相隣関係										
	相続関係										
売買関係											
その他											
	合計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	総計	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-

<表5-4-(1) 農事調停の年次別状況>

	総数	成立件数	不成立件数	取下件数	その他	未了件数
平成28年度	8	3	2	-	-	3
平成29年度	9	3	2	1	-	3
平成30年度	8	1	3	1	-	3
令和元年度	6	2	1	1	-	2
令和2年度	4	1	2	1	-	0

<表5-4-(2) 農事調停の種類別状況(令和2年度)>

		持越 件数	新規 受理 件数	完結 件数	完結件数の内訳					
					成立		不成立	取下	却下	その他
					申立人の 要求貫徹	妥協				
小作 関係	土地返還関係	2	1	3	1	-	1	1	-	-
	小作料関係									
	その他の小作関係									
農地等 利用関	相隣関係									
	相続関係									
	売買関係									
	その他	-	1	1	-	-	1	-	-	-
合計		2	2	4	1	-	2	1	-	-

<表5-5 農地等行政不服審査処理状況(令和元年度)>

		係属事件数						本年度 終了件数		本年度 係属件数		
		繰越分		本年度分		計		件数	関係人	件数	関係人	
		件数	関係人	件数	関係人	件数	関係人					
処分等 に係る 不服申立	農地法 関係	買収・売渡関係	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		権利移転関係	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		転用関係(4,5条許可)	4	4	-	-	-	-	3	3	1	1
		賃貸借の解約関係	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	小計	4	4	-	-	-	-	3	3	1	1	
	その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	合計	4	4	-	-	-	-	3	3	1	1	
不作為 に係る 不服申立	農地法関係	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	合計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
総計		4	4	-	-	-	-	3	3	1	1	

第6 農地の再生利用

第6 農地の再生利用

1. 遊休農地対策

農地法第4章では「遊休農地に関する措置」が規定されており、農業委員会による年1回の全農地の利用状況についての調査（利用状況調査）、利用状況調査の結果把握された遊休農地の所有者等に実施する利用意向調査及び利用意向調査から6月以内に回答がない場合等に実施する農地中間管理機構との協議の勧告の一連の措置を農業委員会が行うことになっている。

(1) 利用状況調査

農地の利用状況を確認するため、農業委員会は年1回その区域内にある農地の利用状況についての調査（利用状況調査）を行っている（法第30条）。

(2) 利用意向調査

平成26年4月からは改正農地法により、農業委員会は利用状況調査により把握した遊休農地の所有者等に対し従来の「指導」に変わり、農業上の利用の意向についての調査（利用意向調査）を行うこととなった（法第32条）。

利用状況調査により把握した農地のうち、下記のいずれかに該当する場合は利用意向調査の対象となる。

- ①現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地（法第32条第1項第1号）
- ②その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められる農地（法第32条第1項第2号）

また、利用意向調査の対象は、法32条第1項の各号の農地（遊休農地）のほか、耕作の事業に従事する者が不在となり、又は不在となることが確実と認められる農地所有者等に対しても行われる（法第33条）。

(3) 農地中間管理機構の取得に関する協議の勧告

利用意向調査の結果、意向表明どおりに、6月以内に権利の設定・移転、利用の増進を図っていないとき、農地所有者等に農業上の利用を行う意思がないとき、6月以内に回答がない場合等は、農業委員会が農地中間管理機構による農地中間管理権取得に関し、農地中間管理機構と協議するよう農地の所有者等に勧告することになっている（法第36条1項）。

なお、以下の場合、勧告の対象外となる（「農地法の運用について」（平成21年12月11日制定21経営第4530号・21農振第1598号）第3の6の（2）ア）。

- ア 農地所有者等が農地中間管理機構に農地の貸付け意向を示したが、農地中間管理権の取得基準に適合しない旨を農地中間管理機構が通知した場合
- イ 農地所有者等が農地中間管理機構への貸付けの意思表示が継続している場合
- ウ アのほか、農地中間管理権の取得基準に適合しない旨を農地中間管理機構が農業委員会に通知した場合

<表6-1-(1) 農地の利用状況調査結果（農地法施行状況調査結果）[令和2年]>

No	市町村 農業委員会名	耕地面積 (ha) (A)	うち遊休農地面積 (ha)		
			第1号 (B)	第2号 (C)	合計 (D)
1	千葉市	3,570	49	0	49
2	習志野市	62	2	1	3
3	市原市	5,390	428	204	633
4	八千代市	829	89	26	116
5	市川市	521	14	0	14
6	船橋市	1,180	84	0	84
7	松戸市	695	6	0	6
8	野田市	2,600	81	0	81
9	柏市	2,560	61	0	61
10	流山市	367	4	0	4
11	我孫子市	1,230	30	2	32
12	鎌ヶ谷市	426	3	0	3
13	成田市	6,520	836	0	836
14	佐倉市	2,840	116	0	116
15	四街道市	645	54	0	54
16	八街市	3,440	173	0	173
17	印西市	4,140	122	0	122
18	白井市	1,040	181	0	181
19	富里市	2,450	46	0	46
20	酒々井町	513	44	0	44
21	栄町	1,420	24	0	24
22	香取市	11,200	559	0	559
23	神崎町	747	11	0	11
24	多古町	3,140	246	0	246
25	東庄町	1,880	152	0	152
26	銚子市	2,520	368	0	368
27	旭市	6,300	79	0	79
28	匝瑳市	5,160	134	0	134
29	東金市	3,370	16	3	18
30	山武市	5,730	2	0	2
31	大網白里市	2,410	5	1	6
32	九十九里町	899	27	18	45
33	芝山町	1,530	142	0	142
34	横芝光町	3,230	49	9	58
35	茂原市	3,080	351	0	351
36	一宮町	585	54	9	63
37	睦沢町	796	50	0	50
38	長生村	1,240	64	0	64
39	白子町	1,290	26	0	26
40	長柄町	863	207	0	207
41	長南町	1,240	236	0	236
42	勝浦市	940	173	140	313
43	いすみ市	3,460	218	57	275
44	大多喜町	1,130	146	0	146
45	御宿町	231	99	0	99
46	館山市	1,710	61	0	61
47	鴨川市	2,180	0	0	0
48	南房総市	3,470	93	0	93
49	鋸南町	458	49	0	49
50	木更津市	2,460	100	16	116
51	君津市	3,180	97	31	127
52	富津市	2,260	137	0	137
53	袖ヶ浦市	2,470	66	0	66
	合計	123,500	6,466	516	6,982

注) 端数処理の関係で合計が一致しない場合があります。

(4) 荒廃農地調査（荒廃農地の発生・解消状況に関する調査）

食料・農業・農村基本計画（平成27年3月31日閣議決定）に基づき、荒廃農地の再生利用に向けた施策を推進しているところであるが、当該施策を推進するためには、荒廃農地の荒廃状況、解消状況等の情報が必要不可欠であることから、これらの情報を把握することを目的とした調査である。荒廃農地調査は令和3年度から、農地法に基づく利用状況調査と統合されたため、廃止となった。

本調査は、調査時点を毎年11月30日とし、毎年調査時点から1年間の増減に係る調査も併せて実施する。市町村と農業委員会が共同で行い、農業委員会が行う利用状況調査（上記(1)の調査）と併せて実施することとしていた。

本調査の対象は、現在耕作の目的に供されている土地又は以前耕作の目的に供されていた土地のうち、自然災害により農業上の利用ができない土地、農地法第4条又は第5条の許可を受けて農地以外のものとされた土地及び農業委員会により非農地と決定された土地を除いたものである。

現地調査により把握した荒廃農地については、以下のいずれかに区分する。

①A分類（再生利用が可能な荒廃農地）

荒廃農地のうち、抜根、整地、区画整理、客土等により再生することにより、通常の農作業による耕作が可能となると見込まれるもの（農地法第32条第1項第1号に該当する農地）

②B分類（再生利用が困難と見込まれる荒廃農地）

荒廃農地のうち、森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難なもの、又は周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれるものに相当するもの（基盤整備事業の実施など農業的利用を図るための条件整備が計画されているものはA分類とする。）

また、前年に荒廃農地であったものが再生利用により解消された農地については、以下のいずれかに区分する。

①営農再開

実際に営農が再開された農地

②基盤整備後営農再開

基盤整備事業等が実施中であり、事業完了後の営農再開の予定がある農地

③保全管理

抜根、整地、区画整理、客土等を行った後、今後の耕作に向けて、草刈り、刈払い、耕起、水張り等農地を常に耕作しうる状態に保つ取組

<表6-1-(2) 荒廃農地の面積調査結果（荒廃農地調査結果）[令和2年]>

市町村名	再生利用が可能な 荒廃農地（A分類）		再生利用が困難と 見込まれる荒廃農地 （B分類） （判断未了含む）		荒廃農地 計		令和2年に再生利用 （解消）された面積		営農再開		基盤整備後 営農再開		保全管理	
	(ha)	農用地 区域内	(ha)	農用地 区域内	(ha)	農用地 区域内	(ha)	農用地 区域内	(ha)	農用地 区域内	(ha)	農用地 区域内	(ha)	農用地 区域内
千葉市	49	22	778	173	826	195	29	14	21	11	0	0	8	3
習志野市	2	1	0	0	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0
市原市	428	167	982	118	1,410	285	25	11	16	7	0	0	10	4
八千代市	89	75	28	19	118	94	5	4	0	0	0	0	5	4
市川市	14	1	0	0	14	1	2	0	0	0	0	0	2	0
船橋市	84	53	0	0	84	53	16	5	0	0	0	0	16	5
松戸市	6		0		6		7		0		0		7	
野田市	81	10	0	0	81	10	1	0	0	0	0	0	1	0
柏市	61	24	7	0	68	25	0	0	0	0	0	0	0	0
流山市	4		10		14		0		0		0		0	
我孫子市	30	16	11	3	41	19	1	1	1	1	0	0	0	0
鎌ヶ谷市	3		0		3		1		1		0		0	
成田市	836	421	0	0	836	421	30	18	30	18	0	0	0	0
佐倉市	116	78	157	48	272	126	6	5	5	4	0	0	1	1
四街道市	54	30	0	0	54	30	3	0	0	0	2	0	1	0
八街市	173	98	6	2	179	100	10	5	10	5	0	0	0	0
印西市	122	46	107	2	229	48	1	1	1	0	0	0	1	0
白井市	181	108	0	0	181	108	10	5	10	5	0	0	0	0
富里市	46	34	24	9	70	42	2	2	1	1	0	0	0	0
酒々井町	44	13	4	0	48	13	0	0	0	0	0	0	0	0
栄町	24	15	0	0	24	15	1	1	0	0	0	0	1	1
香取市	559	303	0	0	559	303	14	12	7	6	0	0	8	6
神崎町	11	5	9	0	21	5	0	0	0	0	0	0	0	0
多古町	246	201	0	0	246	201	5	4	3	3	0	0	2	1
東庄町	152	94	0	0	152	94	6	5	2	2	0	0	4	4
銚子市	368	181	0	0	368	181	3	2	3	2	0	0	0	0
旭市	79	46	167	115	247	161	5	4	5	4	0	0	0	0
匝瑳市	134	112	99	66	232	179	17	16	9	8	0	0	8	7
東金市	16	11	0	0	16	11	2	2	1	1	0	0	1	1
山武市	2	2	7	4	9	5	3	1	3	1	0	0	0	0
大網白里市	5	3	17	8	22	12	5	4	0	0	0	0	5	4
九十九里町	27	21	55	10	82	31	3	2	1	1	0	0	2	2
芝山町	142	10	0	0	142	10	0	0	0	0	0	0	0	0
横芝光町	49	38	62	33	111	71	1	0	1	0	0	0	0	0
茂原市	351	210	0	0	351	210	8	6	8	6	0	0	0	0
一宮町	54	26	37	12	91	38	0	0	0	0	0	0	0	0
睦沢町	50	0	85	0	135	0	4	0	0	0	0	0	4	0
長生村	64	50	10	2	75	53	0	0	0	0	0	0	0	0
白子町	26	19	0	0	26	19	5	4	1	1	0	0	4	3
長柄町	207	92	244	54	451	146	6	2	6	2	0	0	0	0
長南町	236	38	34	10	270	48	0	0	0	0	0	0	0	0
勝浦市	173	123	708	395	882	518	4	2	0	0	0	0	4	2
いすみ市	218	58	734	56	953	114	1	1	1	1	0	0	0	0
大多喜町	146	97	127	61	274	158	6	5	6	5	0	0	0	0
御宿町	99	19	57	1	156	20	0	0	0	0	0	0	0	0
館山市	61	32	478	37	539	69	1	0	1	0	0	0	0	0
鴨川市	0	0	430	75	430	75	0	0	0	0	0	0	0	0
南房総市	93	67	4	1	97	68	16	12	16	12	0	0	0	0
鋸南町	49	34	331	33	380	67	48	28	0	0	0	0	48	27
木更津市	100	48	292	52	392	101	7	4	2	1	0	0	5	2
君津市	97	68	640	103	737	170	1	0	0	0	0	0	1	0
富津市	137	53	0	0	137	53	2	2	0	0	0	0	2	2
袖ヶ浦市	66	40	248	59	314	100	7	4	2	1	0	0	4	3
合計	6,466	3,316	6,992	1,561	13,457	4,877	330	194	173	111	2	0	155	83

注) 端数処理のため、合計が一致しない場合があります。

斜線：農用地区域が設定されていません。

2. 耕作放棄地再生推進事業

(1) 事業内容

遊休農地を再生するための刈払いや抜根，土壤改良等に要する経費が大きな負担となっているため，これらの作業に要する経費について，令和元年度から令和3年度まで農業者等へ支援を行っている。

本事業の助成内容は，以下のとおりである。

- ①助成内容 再生作業（刈払い，抜根，耕起，整地）
- ②補助率 事業費の1/2（県：1/4，市町村：1/4）
* 1号遊休農地かつ解消面積1ha以上再生する場合
事業費の3/4（県：1/2，市町村：1/4）
- ③対象農地 農業振興地域内の1号遊休農地，2号遊休農地
- ④対象者 農地を借り受けて再生作業を実施する農業者等

(2) 事業活用実績

令和元年度は，4市5事業実施主体が事業を活用し，2.3haを解消した。

（旭市，茂原市，いすみ市，南房総市）

令和2年度は，4市9事業実施主体が事業を活用し，5.3haを解消した。

（千葉市，白井市，旭市，いすみ市）

令和2年度

農地業務年報

(付録)

千葉県農林水産部農地・農村振興課

目 次

令和2年農地権利移動・借賃等調査結果（抄）

市町村別農地法第3条の許可状況（農地・採草放牧地）	4
市町村別農地転用の状況（農地・採草放牧地）	6
市町村別用途別転用の許可状況（農地法第4・5条合計）	8
市町村別用途別転用の届出状況（農地法第4・5条合計）	10

利用上の留意事項

- ・調査期間は、当該年の1月1日～12月31日の1年間である。
- ・統計表中、「-」は0を、「0.0」は単位未満を示す。
- ・単位未満を四捨五入しているため、面積の計欄の値と内訳の合計が一致しない場合がある。

市町村別農地法第3条の許可状況（農地・採草放牧地）

（単位：件，ha）

地域	権利関係件数 面積 市町村	総数		所有権移転		賃借権の設定移転		使用貸借による権利の 設定移転		地上権・永小作権・質権の 設定移転		農協への経営受委託		その他の使用収益を目的と する権利の設定移転	
		件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積
県計		2,079	537.5	1,638	379.4	212	73.8	150	76.3	78	7.9	-	-	1	0.0
千葉	千葉市	50	11.5	33	6.5	11	4.2	6	0.8	-	-	-	-	-	-
	習志野市	6	1.5	3	0.7	-	-	3	0.9	-	-	-	-	-	-
	市原市	95	16.3	82	12.4	9	3.1	4	0.8	-	-	-	-	-	-
	八千代市	22	4.2	19	3.3	1	0.4	2	0.5	-	-	-	-	-	-
	計	173	34	137	22.8	21	8	15	3	-	-	-	-	-	-
東葛飾	市川市	8	1.1	8	1.1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	船橋市	21	4.2	17	3.4	3	0.8	-	-	1	0.0	-	-	-	-
	松戸市	5	0.9	5	0.9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	野田市	120	20.3	111	18.7	9	1.6	-	-	-	-	-	-	-	-
	柏市	26	3.8	18	2.3	5	1.1	3	0.5	-	-	-	-	-	-
	流山市	19	3.6	19	3.6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	我孫子市	21	3.6	15	2.5	4	0.8	2	0.4	-	-	-	-	-	-
	鎌ヶ谷市	7	1.0	7	1.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	浦安市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計	227	38.7	200	33.5	21	4.3	5	0.9	1	0.0	-	-	-	-	
印旛	成田市	56	26.2	48	16.2	3	3.9	4	6.1	1	0.0	-	-	-	-
	佐倉市	49	12.6	49	12.6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	四街道市	15	5.5	4	0.8	1	0.5	4	2.0	6	2.1	-	-	-	-
	八街市	46	20.7	30	9.8	13	10.2	1	0.3	2	0.3	-	-	-	-
	印西市	69	23.0	64	21.2	4	1.2	1	0.7	-	-	-	-	-	-
	白井市	20	4.9	17	3.8	-	-	3	1.2	-	-	-	-	-	-
	富里市	14	5.8	7	1.8	2	1.1	5	2.9	-	-	-	-	-	-
	酒々井町	3	0.4	3	0.4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	栄町	14	4.5	13	3.6	-	-	1	0.9	-	-	-	-	-	-
計	286	103.6	235	70.3	23	16.9	19	14.0	9	2.4	-	-	-	-	
香取	香取市	122	44.6	105	29.1	6	2.8	10	12.4	1	0.3	-	-	-	-
	神崎町	8	2.0	8	2.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	多古町	58	16.7	53	14.5	1	0.4	2	1.8	2	0.1	-	-	-	-
	東庄町	40	8.7	22	5.1	11	2.4	3	0.7	4	0.6	-	-	-	-
	計	228	72.1	188	50.6	18	5.6	15	14.9	7	1.0	-	-	-	-
海匠	銚子市	35	8.4	26	4.4	-	-	9	4.0	-	-	-	-	-	-
	旭市	101	28.9	72	14.7	13	6.1	16	8.1	-	-	-	-	-	-
	匝瑳市	97	22.9	46	12.1	20	4.8	9	3.8	22	2.2	-	-	-	-
	計	233	60.2	144	31.2	33	10.9	34	15.9	22	2.2	-	-	-	-

地域	権利関係件数 面積 市町村	総数		所有権移転		賃借権の設定移転		使用貸借による権利の 設定移転		地上権・永小作権・質権の 設定移転		農協への経営受委託		その他の使用収益を目的と する権利の設定移転	
		件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積
山武	東金市	57	12.4	43	8.5	3	0.6	11	3.3	-	-	-	-	-	-
	山武市	50	20.2	41	13.8	7	3.0	1	3.3	1	0.1	-	-	-	-
	大網白里市	58	12.7	42	11.1	7	1.1	3	0.2	6	0.2	-	-	-	-
	九十九里町	6	0.7	5	0.4	1	0.3	-	-	-	-	-	-	-	-
	芝山町	21	10.5	18	4.8	1	0.1	2	5.6	-	-	-	-	-	-
	横芝光町	30	5.8	23	4.0	-	-	6	1.7	1	0.1	-	-	-	-
	計	222	62.3	172	42.7	19	5.1	23	14.1	8	0.4	-	-	-	-
長生	茂原市	54	7.7	33	4.8	-	-	11	2.3	10	0.6	-	-	-	-
	一宮町	4	0.7	4	0.7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	睦沢町	40	4.9	17	3.5	-	-	4	0.3	19	1.1	-	-	-	-
	長生村	17	5.2	13	3.2	3	1.6	1	0.4	-	-	-	-	-	-
	白子町	24	3.7	24	3.7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	長柄町	5	2.4	4	1.7	1	0.8	-	-	-	-	-	-	-	-
	長南町	13	4.2	13	4.2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計	157	28.9	108	21.9	4	2.4	16	3.0	29	1.6	-	-	-	-	
夷隅	勝浦市	8	2.6	7	2.3	1	0.3	-	-	-	-	-	-	-	-
	いすみ市	85	23.5	78	20.9	6	1.6	1	1.1	-	-	-	-	-	-
	大多喜町	25	4.6	25	4.6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	御宿町	1	0.1	1	0.1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計	119	30.8	111	27.9	7	1.9	1	1.1	-	-	-	-	-	-	
安房	館山市	38	8.9	38	8.9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	鴨川市	40	10.7	31	7.3	3	1.9	5	1.5	-	-	-	-	1	0.0
	南房総市	84	18.1	65	13.5	13	2.7	6	1.9	-	-	-	-	-	-
	鋸南町	6	1.7	6	1.7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	計	168	39.4	140	31.3	16	4.7	11	3.3	-	-	-	-	1	0
君津	木更津市	106	19.5	68	12.2	37	7.2	1	0.1	-	-	-	-	-	-
	君津市	74	16.5	70	15.0	1	0.6	3	0.9	-	-	-	-	-	-
	富津市	49	19.0	35	11.5	10	6.0	2	1.2	2	0.3	-	-	-	-
	袖ヶ浦市	37	12.9	30	8.5	2	0.6	5	3.8	-	-	-	-	-	-
	計	266	67.9	203	47.1	50	14.4	11	6.1	2	0.3	-	-	-	-

市町村別農地転用の状況（農地・採草放牧地）

（単位：件，h a）

地域	権利関係件数 面積 市町村	総計		許可				届出				法律第4条5、8項、 5条4項の協議		許可・届出・協議以外 (4, 5条該当以外)	
				4条		5条		4条		5条		件数	面積	面積	うち市街化区域
		件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積						
県	計	6,582	512.6	233	21.2	2,435	245.0	1,062	54.4	2,852	137.0	-	-	55.1	4.9
千葉	千葉市	788	46.0	10	0.8	134	18.7	163	6.5	481	19.4	-	-	0.6	0.6
	習志野市	94	2.3	1	0.0	10	0.4	27	0.6	56	1.3	-	-	-	-
	市原市	477	56.5	14	3.5	114	11.5	61	3.4	288	12.1	-	-	26.1	2.9
	八千代市	123	8.5	3	0.2	12	1.4	38	1.7	70	5.2	-	-	-	-
	計	1,482	113.2	28	4.5	270	31.8	289	12.2	895	38.0	-	-	26.7	3.5
東葛飾	市川市	394	18.9	16	1.7	52	5.2	147	5.4	179	5.7	-	-	0.9	-
	船橋市	536	23.3	14	0.4	65	5.9	186	6.4	271	9.8	-	-	0.9	0.1
	松戸市	522	24.5	15	1.4	33	3.6	126	5.6	348	12.2	-	-	1.6	0.5
	野田市	394	33.5	9	1.0	258	26.2	22	1.0	105	5.1	-	-	0.2	0.0
	柏市	339	39.2	5	0.3	42	8.9	79	12.7	213	16.8	-	-	0.4	0.0
	流山市	145	9.7	1	0.1	22	3.4	49	2.0	73	3.8	-	-	0.3	0.3
	我孫子市	70	4.9	-	-	25	3.0	10	0.6	35	1.3	-	-	-	-
	鎌ヶ谷市	106	9.0	2	0.1	9	0.9	23	0.8	72	5.3	-	-	1.9	0.2
	浦安市	23	1.0	-	-	-	-	17	0.6	6	0.4	-	-	-	-
計	2,529	164.0	62	5.0	506	57.1	659	35.2	1,302	60.5	-	-	6.2	1.0	
印旛	成田市	196	21.8	7	0.4	76	12.3	26	1.6	87	6.2	-	-	1.3	0.0
	佐倉市	119	10.3	1	0.0	45	6.7	20	1.3	53	2.3	-	-	-	-
	四街道市	173	15.4	7	0.4	41	5.8	21	0.9	104	8.3	-	-	-	-
	八街市	110	7.2	7	0.3	103	6.9	-	-	-	-	-	-	0.0	-
	印西市	87	11.9	8	1.6	63	9.7	3	0.2	13	0.4	-	-	-	-
	白井市	13	3.7	1	0.4	12	3.3	-	-	-	-	-	-	-	-
	富里市	45	5.2	7	0.4	30	4.4	2	0.0	6	0.3	-	-	0.0	-
	酒々井町	23	1.8	3	0.0	8	1.1	5	0.4	7	0.3	-	-	-	-
	栄町	10	1.0	-	-	6	0.8	-	-	4	0.1	-	-	0.2	-
計	776	78.3	41	3.5	384	50.9	77	4.4	274	17.9	-	-	1.5	0.0	
香取	香取市	96	11.2	7	1.0	89	10.2	-	-	-	-	-	-	0.0	-
	神崎町	6	0.3	2	0.1	4	0.2	-	-	-	-	-	-	-	-
	多古町	23	1.8	5	0.5	18	1.3	-	-	-	-	-	-	-	-
	東庄町	30	1.7	1	0.0	29	1.6	-	-	-	-	-	-	0.2	-
	計	155	15.0	15	1.6	140	13.2	-	-	-	-	-	-	0.2	-
海匠	銚子市	48	2.7	2	0.1	46	2.6	-	-	-	-	-	-	0.0	-
	旭市	87	4.9	12	1.3	75	3.6	-	-	-	-	-	-	-	-
	匝瑳市	60	3.7	8	0.4	52	3.2	-	-	-	-	-	-	0.1	-
	計	195	11.3	22	1.8	173	9.4	-	-	-	-	-	-	0.1	-

地域	権利関係件数 面積 市町村	総計		許可				届出				法律第4条5、8項、 5条4項の協議		許可・届出・協議以外 (4,5条該当以外)	
				4条		5条		4条		5条		件数	面積	面積	うち市街化区域
		件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積						
山武	東金市	47	4.6	-	-	47	4.6	-	-	-	-	-	-	-	-
	山武市	20	10.0	3	0.0	17	1.2	-	-	-	-	-	-	8.8	-
	大網白里市	36	5.9	3	0.2	15	1.6	2	0.1	16	0.9	-	-	3.2	0.4
	九十九里町	10	1.2	-	-	10	0.8	-	-	-	-	-	-	0.4	-
	芝山町	26	2.8	2	0.0	24	2.1	-	-	-	-	-	-	0.6	-
	横芝光町	38	2.8	3	0.2	35	2.6	-	-	-	-	-	-	-	-
	計	177	27.3	11	0.4	148	12.8	2	0.1	16	0.9	-	-	13.0	0.4
長生	茂原市	104	10.5	6	0.4	98	7.0	-	-	-	-	-	-	3.1	-
	一宮町	47	2.2	1	0.1	46	2.1	-	-	-	-	-	-	-	-
	睦沢町	19	0.6	1	0.1	18	0.5	-	-	-	-	-	-	-	-
	長生村	9	0.5	-	-	9	0.5	-	-	-	-	-	-	-	-
	白子町	6	0.7	-	-	6	0.7	-	-	-	-	-	-	-	-
	長柄町	12	1.4	1	0.0	11	1.4	-	-	-	-	-	-	-	-
	長南町	18	1.9	-	-	18	1.9	-	-	-	-	-	-	-	-
計	215	17.7	9	0.5	206	14.1	-	-	-	-	-	-	3.1	-	
夷隅	勝浦市	22	2.0	1	0.0	21	2.0	-	-	-	-	-	-	-	-
	いすみ市	113	8.8	5	0.3	108	8.5	-	-	-	-	-	-	-	-
	大多喜町	27	4.3	4	1.0	23	3.2	-	-	-	-	-	-	0.0	-
	御宿町	13	1.2	-	-	13	1.2	-	-	-	-	-	-	-	-
計	175	16.3	10	1.4	165	14.9	-	-	-	-	-	-	0.0	-	
安房	館山市	55	3.8	3	0.3	52	3.6	-	-	-	-	-	-	-	-
	鴨川市	46	5.6	3	0.3	43	2.1	-	-	-	-	-	-	3.2	-
	南房総市	72	4.7	6	0.3	66	4.4	-	-	-	-	-	-	-	-
	鋸南町	10	0.6	-	-	10	0.6	-	-	-	-	-	-	-	-
	計	183	14.8	12	0.9	171	10.8	-	-	-	-	-	-	3.2	-
君津	木更津市	265	23.9	2	0.1	102	13.3	12	1.2	149	9.2	-	-	-	-
	君津市	184	12.9	11	0.9	69	7.4	13	0.6	91	4.0	-	-	-	-
	富津市	107	6.8	5	0.1	59	5.2	3	0.0	40	1.4	-	-	-	-
	袖ヶ浦市	139	11.1	5	0.4	42	3.9	7	0.7	85	5.1	-	-	1.1	0.0
	計	695	54.7	23	1.5	272	29.9	35	2.5	365	19.7	-	-	1.1	0.0

市町村別用途別転用（農地法第4・5条合計）の許可状況（農地・採草放牧地）

（単位：件，ha）

地域	権利関係 件数 面積 市町村	総計		住宅用地		公的施設用地		工鉱業（工場）用地		商業サービス等用地		その他の業務用地		植林		その他分類不能・不明	
		件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積
県計		2,668	266.2	765	53.0	48	8.0	2	0.3	71	10.8	1,779	194.0	2	0.1	1	0.0
千葉	千葉市	144	19.5	52	6.0	2	0.3	-	-	-	-	90	13.2	-	-	-	-
	習志野市	11	0.4	6	0.2	-	-	-	-	-	-	4	0.1	1	0.0	-	-
	市原市	128	15.0	14	0.7	4	0.4	-	-	6	3.5	104	10.4	-	-	-	-
	八千代市	15	1.5	9	1.3	-	-	-	-	-	-	6	0.2	-	-	-	-
	計	298	36.3	81	8.2	6	0.7	-	-	6	3.5	204	24	1	0	-	-
東葛飾	市川市	68	6.9	1	0.1	3	0.7	-	-	2	0.4	62	5.7	-	-	-	-
	船橋市	79	6.3	36	3.3	7	0.6	-	-	-	-	36	2.4	-	-	-	-
	松戸市	48	5.0	1	0.0	1	0.0	-	-	2	0.3	44	4.6	-	-	-	-
	野田市	267	27.2	10	0.6	1	0.3	-	-	1	0.0	255	26.3	-	-	-	-
	柏市	47	9.2	20	1.4	1	1.0	-	-	-	-	26	6.9	-	-	-	-
	流山市	23	3.6	4	0.1	7	2.2	-	-	-	-	12	1.3	-	-	-	-
	我孫子市	25	3.0	1	0.0	9	0.8	-	-	-	-	15	2.1	-	-	-	-
	鎌ヶ谷市	11	1.0	6	0.2	1	0.1	-	-	-	-	4	0.7	-	-	-	-
	浦安市	0	0.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	計	568	62.1	79	5.7	30	5.5	-	-	5	0.8	454	50.1	-	-	-	-
印旛	成田市	83	12.6	14	0.9	2	1.1	-	-	12	1.5	55	9.2	-	-	-	-
	佐倉市	46	6.7	6	0.2	-	-	-	-	-	-	40	6.5	-	-	-	-
	四街道市	48	6.2	15	1.6	1	0.0	-	-	-	-	32	4.5	-	-	-	-
	八街市	110	7.2	35	2.4	-	-	-	-	9	2.0	66	2.7	-	-	-	-
	印西市	71	11.3	33	5.5	-	-	-	-	1	0.1	37	5.7	-	-	-	-
	白井市	13	3.7	3	0.8	-	-	-	-	-	-	10	2.9	-	-	-	-
	富里市	37	4.8	28	2.4	1	0.0	-	-	-	-	8	2.5	-	-	-	-
	酒々井町	11	1.2	-	-	-	-	-	-	1	0.1	10	1.1	-	-	-	-
	栄町	6	0.8	5	0.6	1	0.2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計	425	54.5	139	14.5	5	1.3	-	-	23	3.6	258	35.1	-	-	-	-	
香取	香取市	96	11.2	37	1.8	-	-	-	-	2	0.3	57	9.0	-	-	-	-
	神崎町	6	0.3	5	0.2	-	-	-	-	-	-	1	0.0	-	-	-	-
	多古町	23	1.8	7	0.3	-	-	-	-	2	0.1	14	1.4	-	-	-	-
	東庄町	30	1.6	11	0.4	-	-	-	-	1	0.0	18	1.1	-	-	-	-
	計	155	14.8	60	2.8	-	-	-	-	5	0.5	90	11.6	-	-	-	-
海匠	銚子市	48	2.7	17	0.9	-	-	-	-	-	-	31	1.8	-	-	-	-
	旭市	87	4.9	48	1.6	1	0.1	-	-	-	-	38	3.2	-	-	-	-
	匝瑳市	60	3.7	21	0.6	-	-	-	-	1	0.0	38	3.0	-	-	-	-
	計	195	11.2	86	3.2	1	0.1	-	-	1	0.0	-	0.0	-	-	-	-

地域	市町村	総計		住宅用地		公的施設用地		工鉱業（工場）用地		商業サービス等用地		その他の業務用地		植林		その他分類不能・不明	
		件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積
山武	東金市	47	4.6	20	1.2	-	-	-	-	5	0.6	22	2.7	-	-	-	-
	山武市	20	1.2	8	0.3	-	-	-	-	1	0.1	11	0.8	-	-	-	-
	大網白里市	18	1.8	6	1.4	1	0.0	-	-	-	-	11	0.3	-	-	-	-
	九十九里町	10	0.8	5	0.1	2	0.2	-	-	-	-	3	0.5	-	-	-	-
	芝山町	26	2.2	2	0.1	-	-	-	-	2	0.2	22	1.9	-	-	-	-
	横芝光町	38	2.8	17	1.1	-	-	-	-	2	0.0	19	1.6	-	-	-	-
	計	159	13.2	58	4.3	3	0.2	-	-	10	0.9	88	7.8	-	-	-	-
長生	茂原市	104	7.4	51	3.5	-	-	1	0.1	2	0.1	50	3.7	-	-	-	-
	一宮町	47	2.2	21	1.0	-	-	-	-	3	0.1	23	1.0	-	-	-	-
	睦沢町	19	0.6	2	0.1	-	-	-	-	-	-	17	0.5	-	-	-	-
	長生村	9	0.5	6	0.3	-	-	-	-	-	-	3	0.2	-	-	-	-
	白子町	6	0.7	1	0.0	-	-	-	-	-	-	5	0.7	-	-	-	-
	長柄町	12	1.4	1	0.1	-	-	-	-	-	-	11	1.4	-	-	-	-
	長南町	18	1.9	3	0.1	-	-	-	-	-	-	15	1.8	-	-	-	-
計	215	14.6	85	5.1	-	-	1	0.1	5	0.2	124	9.2	-	-	-	-	
夷隅	勝浦市	22	2.0	2	0.1	-	-	-	-	-	-	20	1.9	-	-	-	-
	いすみ市	113	8.8	30	2.0	-	-	-	-	2	0.1	81	6.7	-	-	-	-
	大多喜町	27	4.3	6	0.4	-	-	-	-	2	0.2	19	3.6	-	-	-	-
	御宿町	13	1.2	1	0.0	-	-	-	-	1	0.3	11	0.9	-	-	-	-
計	175	16.3	39	2.6	-	-	-	-	5	0.6	131	13.1	-	-	-	-	
安房	館山市	55	3.8	27	1.1	2	0.0	-	-	3	0.3	23	2.4	-	-	-	-
	鴨川市	46	2.5	17	1.0	1	0.1	-	-	2	0.0	26	1.4	-	-	-	-
	南房総市	72	4.7	26	0.7	-	-	-	-	2	0.0	44	4.0	-	-	-	-
	鋸南町	10	0.6	3	0.1	-	-	-	-	-	-	7	0.5	-	-	-	-
計	183	11.6	73	2.9	3	0.1	-	-	7	0.3	100	8.3	-	-	-	-	
君津	木更津市	104	13.5	36	2.3	-	-	-	-	1	0.0	67	11.2	-	-	-	-
	君津市	80	8.3	3	0.1	-	-	-	-	2	0.2	74	8.0	-	-	1	0.0
	富津市	64	5.3	8	0.3	-	-	1	0.2	1	0.2	54	4.6	-	-	-	-
	袖ヶ浦市	47	4.3	18	1.2	-	-	-	-	-	-	28	3.1	1	0.1	-	-
計	295	31.5	65	3.8	-	-	1	0.2	4	0.4	223	26.9	1	0.1	1	0.0	

市町村別用途別転用（農地法第4・5条合計）の届出状況（農地・採草放牧地）

（単位：件，ha）

地域	権利関係件数 面積 市町村	総計		住宅用地		公的施設用地		工鉱業（工場）用地		商業サービス等用地		その他の業務用地		植林		その他分類不能・不明	
		件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積
県計		3,914	191.4	2,806	114.2	207	3.5	4	0.3	116	9.7	776	63.2	3	0.2	2	0.3
千葉	千葉市	644	25.9	514	17.0	17	0.1	-	0.0	17	0.8	95	7.8	-	0.0	1	0.2
	習志野市	83	1.9	55	1.6	-	-	-	-	-	-	28	0.3	-	-	-	-
	市原市	349	15.5	220	7.7	30	0.3	-	-	4	0.3	95	7.3	-	-	-	-
	八千代市	108	6.9	71	3.3	4	0.1	1	0.1	2	0.9	30	2.4	-	-	-	-
	計	1,184	50.2	860	29.6	51	0.6	1	0.1	23	2.0	248	18	-	-	1	0.2
東葛飾	市川市	326	11.1	237	7.9	4	0.3	2	0.1	13	0.7	69	2.2	1	0.0	-	-
	船橋市	457	16.1	295	10.3	83	0.9	-	-	10	0.8	69	4.1	-	-	-	-
	松戸市	474	17.8	341	11.5	44	0.9	-	-	17	2.1	72	3.4	-	-	-	-
	野田市	127	6.1	112	4.8	-	-	-	-	6	0.7	8	0.6	1	0.1	-	-
	柏市	292	29.5	195	11.6	6	0.0	-	-	7	0.7	83	17.1	1	0.1	-	-
	流山市	122	5.8	87	3.5	7	0.5	-	-	7	0.4	21	1.4	-	-	-	-
	我孫子市	45	1.9	39	1.6	1	0.1	-	-	1	0.0	4	0.3	-	-	-	-
	鎌ヶ谷市	95	6.1	67	3.5	1	0.0	-	-	2	0.4	25	2.1	-	-	-	-
	浦安市	23	1.0	17	0.8	-	-	-	-	3	0.1	3	0.1	-	-	-	-
	計	1,961	95.7	1,390	55.6	146	2.7	2	0.1	66	5.8	354	31.4	3	0.2	-	-
印旛	成田市	113	7.8	69	3.5	3	0.0	-	-	3	0.2	38	4.2	-	-	-	-
	佐倉市	73	3.6	52	1.9	1	0.1	1	0.1	1	0.0	18	1.4	-	-	-	-
	四街道市	125	9.2	98	7.5	4	0.0	-	-	5	0.2	18	1.4	-	-	-	-
	八街市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	印西市	16	0.6	10	0.4	-	-	-	-	1	0.0	5	0.2	-	-	-	-
	白井市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	富里市	8	0.3	6	0.2	1	0.0	-	-	-	-	1	0.1	-	-	-	-
	酒々井町	12	0.7	8	0.4	-	-	-	-	-	-	4	0.3	-	-	-	-
	栄町	4	0.1	1	0.0	-	-	-	-	-	-	3	0.1	-	-	-	-
計	351	22.3	244	13.9	9	0.2	1	0.1	10	0.4	87	7.6	-	-	-	-	
香取	香取市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	神崎町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	多古町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	東庄町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
海匝	銚子市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	旭市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	匝瑳市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0	-	-	-	-	-

地域	市町村	権利関係件数 面積		総計		住宅用地		公的施設用地		工鉱業（工場）用地		商業サービス等用地		その他の業務用地		植林		その他分類不能・不明	
		件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積
山武	東金市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	山武市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	大網白里市	18	1.0	13	0.9	-	-	-	-	1	0.0	4	0.1	-	-	-	-	-	-
	九十九里町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	芝山町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	横芝光町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	計	18	1.0	13	0.9	-	-	-	-	1	0.0	4	0.1	-	-	-	-	-	-
長生	茂原市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	一宮町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	睦沢町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	長生村	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	白子町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	長柄町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	長南町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
夷隅	勝浦市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	いすみ市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	大多喜町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	御宿町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
安房	館山市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	鴨川市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	南房総市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	鋸南町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
君津	木更津市	161	10.4	103	5.7	-	-	-	-	7	0.7	51	4.0	-	-	-	-	-	-
	君津市	104	4.5	83	2.8	-	-	-	-	9	0.8	12	1.0	-	-	-	-	-	-
	富津市	43	1.5	28	0.8	-	-	-	-	-	-	15	0.7	-	-	-	-	-	-
	袖ヶ浦市	92	5.7	85	5.0	1	0.0	-	-	-	-	5	0.6	-	-	-	-	1	0.2
	計	400	22.2	299	14.3	1	0.0	-	-	16	1.4	83	6.3	-	-	-	-	1	0.2